1991 APRIL

対 策

交通

安

全

第五次交通安全基本計 自動車の安全性の確保 画

道路局道路交通管理課

11

運輸省地域交通陸上技術安全部技術企画課

救急救命士制度(案)の概要 厚生省健康政策局指導課

第 5 次交通安全施設等整備事業五箇年計画の 概 要 15

対策 警察庁交通局交通規制課課長補佐

踏切道の改良による交通事故防 止 道路局路政課交通係 24

全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正 「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律」

る政令」 道路法令研究会 26

□法令ニュース□

「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」お

よび

35

「道路法施行令等

違法駐車 等の一部を改正する政令」について

道路法令研究会

·防止条例の制定と実践~交通指導員による指導、 啓発活:

武蔵野市建設交通部対策課主幹

47

茂呂修

57

佐賀県

「交通安

青山研

18

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見 解です。また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

巻頭言■ 道路 に付 加 価 値 を 共同通信社記事審査室次長 加藤宣利

♪ 時 畤 時

●道路法Q&A

10

14

51

道路行政セミナー

シリーズ

日本の

道

100選より

財団法人高速道路調査会の機

構と業務

財団法人高速道路調査会

52

■道路関

係団体紹介■

□また、

来たくなる

道

国

|道二〇二号(虹

0

松原

口

1

62

第五次交通安全基本計画

建設省道路局道路交通管理

課

はじめに

四次にわたって策定されてきたが、今回、 会議 画が平成三年三月一二日、中央交通安全対策 的な交通安全の大綱を定めた交通安全基本計 られたものである。 間に講ずべき交通安全施策の大綱として定め れた交通安全対策基本法に基づき、これまで たに平成三年度から平成七年度までの五カ年 大臣等で構成される。)において決定された。 陸上、 交通安全基本計画は、昭和四五年に制定さ (内閣総理大臣を会長とし、関係省庁の 海上、航空交通の広範にわたる総合 新

あり、 平成二年の死者数は二年連続して一一 交通事故による死者数は増加傾向に

> 増加の兆しが見られるところである。 ŋ 避けられず、多数の死傷者を生じる恐れがあ び事故が発生した場合には、事故の大型化は 事故件数は増加傾向にこそないもの、 ある。 る海難の増加やヘリコプターによる死亡事故 ○○○人を突破するなど、憂慮すべき状況に さらに近年は、プレジャーボード等によ また、 鉄軌道、 海上および航空交通の ひとた

施策の大綱を定め、これら諸施策を一層強力 交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的 り組まなければならない緊急かつ重要な課題 団体、さらには国民一人一人全力をあげて取 であり、 止については、 このような状況にかんがみ、交通事故の防 引き続き、 国 人命尊重の理念の下に、 地方公共団体、 関係民間

> いて、本誌の性格上、陸上交通(主として道 に推進していくこととされている。 以下、この基本計画作成の背景と概要につ

| 道路交通事故の趨勢と交通安全 対策の今後の方向

路交通)について解説する。

五年に一六、七六五人を数えた死者数も昭 昭和四六年以降着実に減少に向かい、 死者数は、 五人と多数の死傷者を生ずるに至った。 は死者一一、二二七人、負傷者七九〇、 かしなから、その後増勢に転じ、 五四年には八、四六六人とほぼ半減した。 我が国の道路交通事故による死傷者数は 平成元年以降二年連続して一一、 平成二年に 昭和 和 四

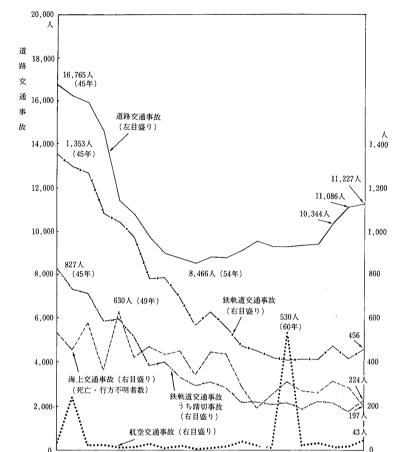


図 1 交通事故死者数の推移

> 成 で

七 ぁ

ことを目指すこととされた

45 年

(道路交通事故、鉄軌道交通事故、海上交通事故、航空交通事故 死者数の推移)

54 年

道路交通事故は警察庁資料、その他は運輸省資料による。

(8)(7)(6)(5)

55 年 56 年

52 年 53 年

事故 通 国 よる道路交通 0 る 量 民 量 死亡事 が増 欧の増 0 的 生活 拡 大等に 大 加 故 が 0 Z 運 増 の混合化、 あげられる。 加 よるもの ĺ 転者層および Ó ⑤高速道路におけ 夜型化等による夜間 と考えられ 人口 これ の高齢 車 両 は 0 多様化 花 道 6 路交通 á 進 死 展 交

輪車

一乗車

中 9

Ó 増

死者数の高水準

④夜間

13

お 動

0

死者数

加

③若者を中

心

ۼ 自 転車

た自

車

中 近 目

死者数

0

昭和六三 步行中

増

② 高

年の Ò

道路

交通

事故

の特徴は、

① 自 急

動

車

乗

標は遺憾ながら達成できなかっ

00

)人を超

之

第

巡

次

の交通安全基本

計

画

齢者を中心とした

ーおよび 一年以降の

乗車

道路交通を取り巻く今後の状況は 運 転 免 0

る 伸 故 共に増加 LI保有者、 もとに び の見通しに 層憂慮す などの交通事故の関係要因 達するも 推 することが 計 自]動車走 0 した場合、 き事態となることが懸念さ 0 V3 と見込ま ては、 2見込 行台キ 自動車 死者数は ま n n \Box 現状より を 将 車 走行台キ 来 両 定 \dot{o} 保 交通 有台 0) Ł 夈 \mathcal{H} 口 施 数 事 n \bigcirc 0

第五次交通安全基本 計 画 中 に おけ る重 点

(1)お よび新規施策 交通事故の総 は 合的

- (3)(2)安全 一両の かつ 安全性 円滑 な道路交 0 確保 な調 查 研 究 0) 推
- (4)交通安全教育 0 推 進 通 環 境 0 整

備

進

60年 61 年

- 効果的な指導取締り 助 救急体制 0 整 備 \dot{o} 実施
- 交通安全推 進 体制 0 充実 強 化
- 年 ŋ 0 Ó 多 増 死者数を一 V3 加する顕著な事故 れら施策の 事故態様に対応 Q 推 〇〇〇人以下とする 進 により 態様 た諸対 および死者 策 面 0 推進 平 数

する施策の概要 第五次基本計画中に講じようと

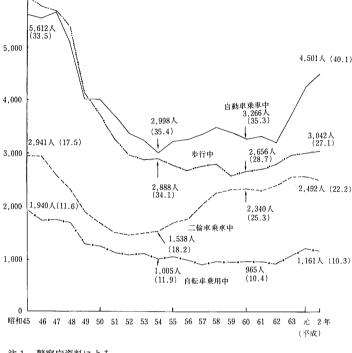
1 道路交通環境の整備

交通安全施設等の整備

7 適な交通を確保するための抜本的対策と 交通事故を防止し、 次の方針により道路の新改築事業 安全かつ円滑 快

(1)

を強力に推進する



警察庁資料による。)内は、全交通事故死者数に対する各状態別死者数の構成率(%)である。

目指すほ

か、

口

・ドピア構想を進めるた

コミュニティ

道路の整備、

歩道の

拡

状態別交通事故死者数の推移

る。

区総合交通安全モデル事業の推進等を図

付

幅

方通行規制等を総合的に進める住

5,939人 (35.4)

6,000 |

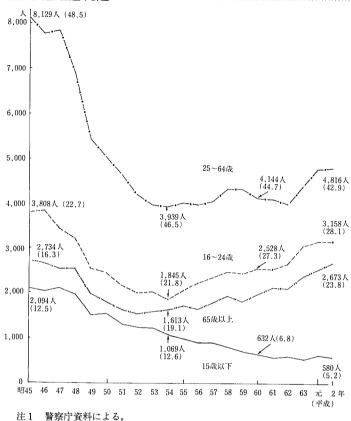
急に交通の安全を確保する必要がある道 改築に当たっては、 化等を推進するとともに、 規模バイパスの建設、 歩道等の設置を伴う既存道路の拡幅、 ても併せて整備を図ることとする。 交通事故の多発している道路その他緊 動車専用道路、 交通安全施設につ バ 1 交差点の立体交差 ス等の整備 一般道路の新 小

案内標識の整備、 進するとともに、 ステム等の整備などの夜間事故対策を推 情報板、 このほか、 ストの整備等を推進する。 交通事故多発箇所における調 路側通信設備等の整備 道路照明、 系統的で分かりやす 道路情報提供装置、 高速走行抑止シ キロ 交

車施設、 総合的な駐車対策を推進する。 法駐車抑止システム等の整備を図るなど 備を推進するとともに、 また、 加車線 駐車場案内・誘導システム、 交差点の改良および登坂車線 簡易パーキングエリア等の 駐車場、 路上駐 整

路について、平成三年度を初年度とする

交通安全施設等整備事業五箇年計画を作 整備済み道路延長を平成七年度までに概 自転車道等を重点的に整備し、 実・高度化を推進するとともに、 整備する。 三五、 交通管制システムおよび信 交通安全施設等を次の方針により ○○○㎞に引き上げることを 号機 歩道等の 歩道 0) 充



()内は、全交通事故死者数に対する各年齢層別死者数の構成率(%)

図 3 年齢層別交通事故死者数の推移

である。

自動車乗車中の 1,600 1.592人 交通事故死者数 若者 1,500 1,442人 1,400 1 300 歩行中の高齢者 1,113人 1,200 1,067人 1.062 1,100 1,067人 自動二輪車 1,000 1,012人 垂車中の芸者 900 974人 800 700 600 543人 自転車乗用中の高齢者 500 478人 400 330人 416人 339人 300 179人 200 96 A 自動車乗車中の高齢者 100 昭和54 55 元 (平成) 56 57 58 59 60 61 62 63 2年

注 1

図 4

(†) 渋滞区間におけ 施 心設等の 等を積極 適切な維 [速自動車 整 的 備 性持管理、 に推進する。 を 国 る道路 計 道 画 お 的 道路 0 に 43 ては、 進 拡 編等の 交通情報 めるとともに、 交通 改築事 の提 安全

(1)

查、

分析

等

Ò

体系

的

推

進

を

図

8 の道路および歩行者 通 過交通 0 ため め 道 路 自 転車利用 地 域 交通 者 0 0 た

(7) (2)

効果的な交通規制の

)推進

(b)

直

新規供用 しを行 幹線道路につ 13 の高速道路につい その 適 正 化を図 て適 正 な交

(E)

に応じた交通規制を実施 めの道路に 0 t そ れぞれ する 地 域

0

特

規制を推進する。 安全で機能的 、ス等の 計画 的 安全・ な都市総合交通 な都市交通を確保する 優先通 行 規制 0 ため お の交通 よび路

7 は 速度 足規制 等 Ó 見 (3) **(1)**

合的 な駐車対策の

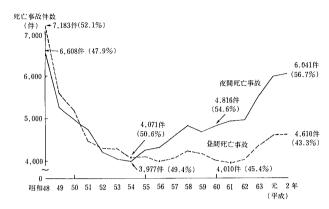
駐) 車禁止規制の適 切 を

(7)

速度の指定、 制となるよう見直しを推進する。 速道路に 交通事故多発地 つ 右側部 て交通実態に即 域等におい 分はみ出 ては、 した交通 し通行禁 最 止 高 規

通 規制を実施するとともに、 既 供用 0) 高

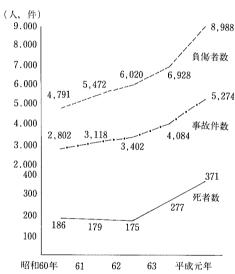
等の効果的な交通規制を重点的に実施 な推進 警察庁資料による。 「高齢者」は65歳以上、「若者」は16歳から24歳の者をいう。 図 ŋ 若者および高齢者の状態別交通事故死者数の推移



警察庁資料による。 注1

()内は全事故に占める割合である。

図 5 昼夜別死亡事故発生件数の推移



発生件数、死者数、負傷者数は警察庁資料による。 注

た

体

験

的

な交通安全教育の

充実を図

る。

図るとともに、

安全運転中央研究所を活

用 実 ユ 高

ŧ

た、

高齢運転者対策として、

人新時

おけ

る高齢者学級

び

科学 更

的

運 講

転 習 ラ

 Δ

0)

見

直

し等、

教習内容

教習技法の

充 丰

)教習 その

夜間

教習

等の

積

極

前

推

進

カリ

ため、

自動車教習所の

教習に関

高齢

署の

希望に応じて随

運

診

断

実

施

できる体制

0

整備

を 時

推

進

する。 転適正 滴

IF.

検

查

機器

0

活

崩

等を推進 の拡充およ

するとともに、

図 6 高速自動車国道 における交通事 故(人身事故)発 生状況の推移

幹線道路における路 交通安全 を推進する。 どを図る に駐車 ステ 場 L 恴 整 0 想の普及徹底と安全運 備 整 さらに、 等 備 0 都市 立 体道 Ŀ 空間 駐 駐 路 車場案内 車 施 制 0))有効利 度 設 を利 0) 整 転 誘導 備等 用 用 の 確

1

車場整備計画

の策定および

駐

整

違

反 ム等

)取締り 者責任

化

放

置

駐

車

一違反

K 駐

係 車

シ

た

使

闬 0

0 Ó

追 強

及等を図

テ ま

Ó

整備を促進するとともに

た、

交差点に

おけ

る違法

駐

車

抑

シ

ス

ノペ 週

キング

ż 駐

設置

を推

進 止

でする。

料 民

資事業等を活用

した公共

駐

車場

慗

備 有

心 (1)

起末等に

おけ

る

(停 -等の

車

ĩŁ.

規

制

0

解

除

間 融

駐

車

場

0

`整備

帰を促

進する。

ま

た

整 備

を推 定

進するとともに、

附 画

置義務条例

2

区

0

指定を促

進

的

な 駐 車

車 場

場

制 備 地 駐

融

資等

め

助

成措置

一等を活用し

保

を図る。 充実にも努める。 特

運 転者教育の充実

上を図るため、 成するとともに、 安全に運転しようとする意識 運 転者教育等 危険予知 Ò 充実を図 回避能力の お よび 態 度 向 を

運 転免許制度の 改

(3)

オ 1 マチック車限定免許制度の導入等交

生 涯 に わたる交通安全教育の 振

等に応じた豊富な教育機会を確保 る生徒に対する実技を含 確保 幼児から高齢者に至るまでの教育 身の れる教育相互の また、 いおよび 高等学校におい 発達段階 家庭 大学等における交通安全指 道路 有機的な連 学校、 いては、 交通 む 職 安全指導の 強を図 場 0) 一輪車に するととも 参 地 加 |域 0 0) 充 乗 等 態 実 車 貫 様

行 性

ゎ 0

指 275 数 (対45年比 4.973万台增) 250 車両保有台数 230 (同3.446万人場) 222 (元年) 運転免許 (同2.752億台キロ増) 200 自動車走行台をロ 150 道路字延長 109 (元年) (同95.392km增) 交通事故死者数 .67(同5,538人減) 50 昭和45

注1 交通事故死者数及び運転免許保有者数は、警察庁資料による。運転免許 保有者数は、各年12月末現在である。

- 車両保有台数は、運輸省資料による。原動機付自転車および小型特殊自 動車の保有台数については各年4月1日現在、その他の保有台数は各年12 月末現在である。
- 自動車走行台キロは、運輸省資料による。走行台キロには、軽自動車に よるもの及び自家用貨物車による旅客輸送量を含まない。
- 道路実延長は、建設省資料による各年4月1日現在の数値である。

道路交通指標(指数:昭和45年=100)の推移 図 7

講習 防止 ンターの行う運行管理者等に対する指 の充実等を推進する。 を図る。 さらに、 自 動車

(1) 等 係 た つの改善 め 係法令および 運 行 政 の監督指導を実施するとともに、 |転者の 機関 Ō 労働条件の改善を図るた 0 た Ø 相 0 自動車運 互通報制 基準 \dot{o} 度等の 転者の 履行を確保する が活用 労働時間 を図 め 関

報

業実施機関を通じての過労運 転 事故対策 過 積 載

通情勢の変化に対応した運転免許制度の見直

7

自動車運送業者等に対する指導監

0

化等により、

は ともに、

運行管理者

0

試 動

験制度によるその

物自

動車 運行管理

運

送事業者に

·

43

7

の徹底

を図

ると

6

向上、

貨物自

軍運

送事業適

Ī

化

取り

の適正化

(4)

運行管理の推進

お

;よび運転者の労働

条件

検討を行う。

(5) る

道路交通情報の充実

適時適切な道路交通情報を提供することによ 路交通情報提供システムの こたえるとともにこれら道路利用者に対 高度化、 組 収集・ 安全かつ円滑な道路交通を確保するため む 多様化する道路利用者のニーズに 提供体制 0 層の充実を図り、 体系化 高度化 道

システムの実用化を促進する。 このため、 ステム等新たなメディアによる情報 ステム、 道路情報ターミナル、 F M 多重放送 滒 テ 路車 ター ・ミナ 蕳 提 供 情

両の安全性の確保

図 これに沿っ 等に関する車両 時における制動性能、 る。 キシステムの装備および後部への大型 [動車乗車中 夜間走行時における被認性 お、 7 これに先立ち、 '車両の保安基準 一の安全基準を総合的に見直 の事故死傷者 衝突時 アンチロ の拡充・ の乗員保護性 数 の増加等を 高速走行 ーック 強化 能

の装備等を大型車に義務付ける 車

甪 先進安全自動 形態に適応したより安全な自動車の普 自 動車の技術安全情報の提供を行 A S V を開発するとと 芨

死 18 者 数 16 3 自動車1億走行キロ当たり死者数 14 12 10 9.0 9.0 9.1 8 6 2.3 2 2.2 2.1 1.9 1.9 1.9 昭和 48年 54年 57 ft 60年 62年 平成 2 年 45年 61 Æ 63年

死者数は警察庁資料による。 注1

- 人口は総務庁資料による。
- 自動車台数及び自動車走行キロは運輸省資料による。

人口10万人・自動車1万台・自動車1億走行キロ当たりの 図 8 交通事故死者数の推移

提供体制の整備について指導する 三点式シートベルト等の装置を備えた車両 係る研究開発の強化およびエアバック、 に対しては、 拡大等を推進する。 自動車の構造・ また、 自動車製造事業者 装置の安全性に 後部 0

(1) 助

救助・救急体制の整備 ·拡充

助 体制の整備・ 救助活動の増大等に対処するため、 拡充を図る。

新たな国家資格制度 創設 医師や看護婦・士が直接現場 (救急救命士(仮称)

導取締りの強化等を図る。

また、

過積載等

危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指

歩行者等の保護誘導活動の推進、

悪質性

道路交通秩序の維持

任追及等を徹底する。 違反について、 自動車の 使用者等に対する責

救急体制の整備

5

(7)

救助隊員の行う応急処置範囲の拡 大 救

> ŋ 出動できるようなシステムの構築等によ 救急現場および搬送途上における応

中心として、 を進めることともに、 整備および消防緊急情報システムの導入 度救命処置資機材等の救助・ 急措置等の充実を図る。 救助工作車、 ヘリコプター 高規格の救急自動車、 離島、 の広域的運 救急設備 へき地等を 高 用 0

救急医療機関等の整備

体制の構築を推進する。

(2)

の整備を図る。 急センターの整備による第3次救急医療体制 等の第2次救急医療体制の整備および救命救 初期救急医療体制の整備拡充、 整備充実を図る 休日夜間急患センターの設置促進等による また、救急医療情報センター 病院群輪番 制

救急関係機関の協力関係の確保等

(3)

関と消防機関が相互に連携を取りながら効果 入れ・ 師が同乗する救急用自動車の医療機関への と直接交信するシステムの活用など、 保を推進するとともに、 な体制を整備する 救急関係機関の緊密な連携・協力関係の 救急自動車に設置した電話等により医 連絡体制の明確化等を図る。 救急医療機関内の受 また、 医療機 師 配 医 確

6 交通事故の総合的な調査研究の推進

もに、工学、医学、心理学等の分野の専門家 交通事故に関係する各種統計等の充実および 的な調査研究の充実・強化を図る観点から、 との連携・協力の下、科学的アプローチによ 結合を推進し、統計分析の高度化を図るとと 交通事故、道路、 る交通事故の総合的調査研究を推進する 交通安全対策の原点となる交通事故の総合 車両等の諸データの有機的

四 おわりに

関する主要な施策である 陸上交通関係(主として道路交通)の安全に 以上が、第五次交通安全基本計画に定める

これを強力に実施するものとしている。 交通の状況や地域の実態に即して、有効適切 な施策を具体的に定め、 公共団体においては、この基本計画に基づき 国の関係行政機関(二二省庁)および地方 国民の協力を得て、

Q

道路法②公人

近年、 都市景観に対しての関心が高まるなか、夜間の景観向上を目指して街路樹に

電飾を行いたい旨の要望が多いが、どのように対応すべきか。

流行になっているらしく、各地で実例 街路樹に電飾を行うことは、昨今の

の出てきているのが実態である。

によっては交通の支障となることもあり得るの 街路樹にも悪影響があると考えられ、場合 かし、電飾はドライバーの視距の妨げとな 設

で、

道路管理上好ましからざる物件といえ、

で取扱うべきと考える。 置理由も商店街振興等が主な理由の場合には、 公益性があるとも言い難く、 極力抑制する方針

徴収しているようである。 しており、「その他電線」として占用料は延長で なお、 過去の設置事例では、 占用許可で対応

特 集 交通安全対策

目動車の安全性の確保

運輸省地域交通局陸上技術安全部技術企画課

安全対策の概要

取り組んでいるところです。

道路交通安全対策については、いわゆる「人に運転者、歩行者等)」・「道」・「車」の三つの面における対策が有機的に結びついた総合的な対策が有効であることは、よく知られています。最近の交通事故は極めて厳しい状況にあることから、運輸省としても、交通安全対策を進めるに当たっては、人・道・車の対策が有機的に結びついて実現するものであるとが有機的に結びついて実現するものであるとが有機的に結びついて実現するものであるとの基本的考え方に立ち、関係省庁と連携を取りながら、道路交通の安全性向上に積極的に助りながら、道路交通の安全性向上に積極的に対しているところです。

の保安基準の制定・改定や自動車製作者に対「車」の安全対策については、道路運送車両

方、最近では、自動車乗車中の死者の比

使用状況等に応じて劣化する自動車の性能

に係る維持・管理については、

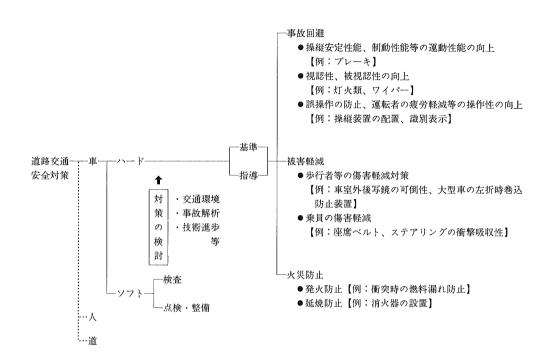
時間の経過

防止)対策を講じています。【図参照】事故解析、自動車技術の進歩、基準の国際調和等を踏まえて推進していく必要があります。 具体的には、まず、事故を起こさない(事故の避)対策を基本とし、さらに、事故が発生した場合の被害を最小限にする(被害軽減)対策を基本とし、さらに、事故が発生した場合の被害を最小限にする(被害軽減)対策および車両火災の発生を防止する(火災対策が中心となっており、道路交通環境、

日本では、交通事故の死者数における歩行者、二輪車乗員等交通弱者の比率が高いこと者、二輪車乗員等交通弱者の比率が高いこと者、二輪車乗員等交通弱者の比率が高いこと

に措置しています。 自動車乗員の被害軽減対策についても積極的 拡大、年少者用補助乗車装置の要件の新設等 なでいることから、シートベルト装備の 率が徐々に増加し、欧米型の事故形態に近づ

また、使用時における自動車の構造・装置調査解析を実施しているとともに、その他安連輸省は、昭和四八年から自動車工学、医学、運輸省は、昭和四八年から自動車工学、医学、医が不可欠であることから、実態を把握することが不可欠であることから、実態を把握することが不可欠であることから、実態を把握するに当たっては、



車両安全対策の概要

より、 行動計 して 三年 減に向けて全力をあげて取り組んで行くこと ます。 には 合わせるとともに、 事故防止対策の一 この一六年間において最悪の状況に至って 間 に交通対策本部 「交通事故非常事態宣言」 このような状況に対 の死亡事 増 次に掲げる諸施策を鋭意推進することに 交通事故に伴う死者数は昭和六三年に 当面 ぶりに一万人を超え、 加 画 事 万 故防止と交通事故 車 一二二七人に達 を策定し、 の交通安全対策の 故件数の増 両 相 互の死亡事故件数の増 (本部長 層の推進を政府として 平成二年三月に運輸省と 今後、 して、 加等厳しさを増して Ę さらに、 が発せられ、 総務庁長官) による死者数 推進 この計画に沿 平成元年 昭 和五〇年以降 につい 平成 頄 より 交通 0) て 申 车 低 つ 0 月 お 夜

に受けることとされている外、 しています。

安全対策の推進

交通事故の状況は、

自動車乗車中の死者

数

確認を行うため、 運行前点検および定期点検整備を行うことと 国の 実 施 する検査を定期的 使用者による

としています。

方策について(運輸技術審議会への諮問)1 自動車の安全確保のための今後の技術的

近年の自動車保有台数の増大、経済活動の近年の自動車保有台数の増大、経済活動のとともに、高速道路の安全上厳しい事態に直面していた。を背景として交通事故死者数が増加するならを背景として交通事故死者数が増加するならを背景として交通事故死者数が増加するとともと。

このような状況に対処するため、自動車技術の進歩、諸外国の動向等を踏まえつつ、今後の自動車安全基準の拡充強化を中心とした自動車の安全確保のための技術的方策を確立する必要があることから、平成二年一○月二九日、運輸大臣から運輸技術審議会会長に対し、諮問を行いました。

て検討していくこととしています。
て検討していくこととしています。
て検討していくこととしています。
を対策、被害軽減対策、火災防止対策についまが、自動車の構造・装置面に関して、事故回し、自動車の構造・装置面に関して、事故回し、自動車の構造・装置面に関して、事故の態様を踏まえ、次に掲げる観点に留意という。

① 自動車乗車中の死亡事故の増加への対

性の向上)(例:衝突時の乗員保護に係る車両の安全

(例:夜間走行時における被視認性の② 夜間の死亡事故の増加への対応

向

③ 高速走行における死亡事故の増加への

(例:高速走行時における制動性能の向

Ţ

(例:追突防止、被追突時の被害軽減等のの増加への対応トラックへの追突などによる死亡事故

⑤ 若者および高齢者の死亡事故の増加

安全対策

性の向上)(例:二輪車の安全対策、運転操作の容易

〈例:エレクトロニクスの機能故障時の安

⑦ その他

全対策の向上)

(例:事故時の火災防止対策の強化)

(1) アンチロックブレーキシステム(ABS)の2 当面の安全基準の拡充・強化

装備義務付けの実施

制動時の車両の不安定な挙動(スリップ、制動時の車両の不安定な挙動(スリップ、門一日および平成四年四月一日に施行することを目が、一層の普及を進めるため、事故時の被害が特に大きいと考えられる危険物等運送大型連結車、高速バス等に対する装備義務付けを行うこととし、平成二年八月二日に道路運送車の保安基準の改正を公布し、平成三年一〇月一日および平成四年四月一日に施行することとしました。

(2) 大型貨物自動車への追突防止等の対策

大型貨物自動車については、乗用車等が当数自動車に追突した場合、乗用車等が大型貨物自動車の後部にもぐり込み、追突した自動車の乗員が死亡または重傷に至るケースが多本が、追突車の被害軽減対策として後部突入として新たに後部への大型の反射器の装備、として新たに後部への大型の反射器の装備、として新たに後部への大型の反射器の装備、として新たに後部への大型の反射器の設力を表現した。

の施策を実施することとしています。の装備」および「後部突入防止装置の改善」型貨物自動車に対し、「後部への大型の反射器型のこのことから、平成三年度末を目途に、大

応

3 自 動車製作者に対する安全対策推進の指

取り組むよう、 まえ、 導しました。 全性の高い自動車の供給を最重要課題として 成二年三月、 各自動車製作者において、 出日本自動車工業会に対し指 現下の交通事故の状況を踏 より一層安

性の一層の向上に係る装置(エアバッグ、サ る体制を整備することを要請しました。 イドドアビーム等)について自動車ユーザー に係る研究・開発を強化することおよび安全 ·要望に応じこれらを備えた車両を提供し得 具体的には、 自動車の構造・装置の安全性

として調査研究を行うこととしています。

その他の主な対策

(1)事故調査解析体制の充実

す。 おいて、 進に資するため、これまで実施してきている 自動車事故調査解析について、 ·故の実態を把握し、 その充実強化を図ることとしていま 有効な安全対策の推 平成三年度に

原因者負担金として徴収できるか

(2) 先進安全自動車の開発の推進

従来の自動車技術による安全対策に加え、 車両の周囲の交通環境、 急速に進歩している電子制御技術を応用 -成三年度から平成七年度までにおい 路面状況等を検 沂

> 評価の結果に基づき将来の理想的な安全自動 避 車の技術開発指針等を示すことにより、 進安全自動車(ASV)を試作し、実用性能 も適切な安全動作を自ら行うことができる先 面 することにより自動車を高知能化し、 知するセンサー、 に関する技術開発の推進を図ることを目的 衝突による被害の最小化等を目指して最 情報通信処理装置等を車載 事故回 、安全

(3) 自動車ユーザーへの安全情報の提供

情報提供実験事業」を行うこととしています。 平成三年度において、 動車事故対策センターにおいて、「自動車安全 の研究・ ともに、 報をユーザーに提供することにより、 全性の高い自動車の普及拡大が促進されると 自 動車の車種毎の安全性に関する必要な情 開発の促進が期待されることから、 自動車製作者における安全な車造り 運輸省の指導の下、 より安 自

道 昭 宏 O O O O

路面復旧を命じたり、 損傷される場合、 宅地造成等の工事のため特定の業者が特定の道路を集中的に利用するため、 同法第五八条に基づき通常の維持補修費をこえる費用を負担した場合に 当該反復集中通行を「他の行為」として、 道路法第二二条に基づき

路 面

Q

発したり、 が非常に多くとも、 通行形態) 制限令の A 予定しているものであり、 般基準に合致する車両による通常の 負担金を徴収したりすることはでき に通行するものであれば、 道路は多くの自動車の通行を 原則として工事施行命令を 適法 その回数 (車両

ないと考える

う。 一定の義務を負担させる方法をとるべきであろ れる場合には業者と協議し、その合意に基づき 負担させることが社会的公平にかなうと認めら ただし、その損傷が特に著しく、 特定業者に

特集

交通安全対策

救急救命士制度(案)の概

はじめに

制 期・二次・三次の受け入れ側の医療機関の体 保が緊急の課題となっている 者が増大し、それらの患者に対する医療の確 疾患等の増大により、 病構造の変化等に伴う虚血性心疾患、 的充実が求められる一方、人口の高齢化、 その整備を計画的に推進してきた結果、 るまでの間に呼吸・循環管理を必要とする患 は概ね整ってきたと考えられるが、 救急医療体制については、 救急医療機関に運ばれ 昭和五二年以降 その質 脳血管 疾 初

— 経

において、高度の救急医療を行う救命救急セ月に厚生省に設置された救急医療体制検討会こうした社会的背景を踏まえ、平成元年九

と を含め、二一世紀に向けての救急医療の在り を含め、二一世紀に向けての救急医療の在り を含め、二一世紀に向けての救急医療の在り における医療を充実するためには、以下のよ における医療を充実するためには、以下のよ がまとめられた。同報告書は搬送途上 における医療を充実するためには、以下のよ がな方策に取り組む必要がある旨を提言して がる。

① ドクターカー制度とホットラインシス

また、これを支援するものとして、医

さないものに限定して、 手当を行っても生命に重大な危険を及ぼ 現在、比較的短時間に行うことができ 救急隊員の教育訓練を充実するとともに、 後の救急需要の高まりに対応するため、 しない範囲で行われている。 判断を直接救急現場に届けられるような 体制の整備を行うことが必要であ ステム)を活用することにより、 直接交信するシステム(ホットラインシ 状況を自動車電話または携帯電話により 療機関と救急用自動車等との間で患者の 拡大を図っていく必要がある。 救急隊員の行う応急手当については 救急隊員の行う応急手当の範囲の拡大 複雑な検査や器具の操作を必要と 応急手当の範 しかし、 医師の

2

3

厚生省健康政策局指導課

された

処置を実施することが可能となる 提供することが可能となるほか、 ある。 ン等を活用して医師の指示の下に必要な なって診療の補助として効果的な処置を この制度により厚生大臣の免許を受けた 者が救急用自動車等の中で医師と一体と 学的知識および技能が要求されるもので 急救命士制度)を創設する必要がある。 次障害発生の危険性もあり、 医学的判断を要し、 保の高度の応急処置については、 めに必要性の高い除細動、 .乗しない場合にあっても、 このため新たな国家資格制度 機能停止患者の救命率の向 かつ、 処置による二 輸液、 ホットライ 総合的な医 医師が 各種の 気道確 上の 紋 た

して発表された。とて発表された。日て発表された「月一五日小委員長見解とされ、平成二年一一月一五日小委員長見解といては、自民党社会部会に設置された「救急いたは、自民党社会部会に設置された「救急また、新たな国家資格制度創設の提言につ

本会議で全会一致で可決され、衆議院へ送付院社会労働委員会と引き続き開かれた参議院法」案を国会に提出したが、三月二六日参議会に提出したが、三月二六日参議の出りの関議決定を経て、同日「救急救命士」のよりを踏まえ、厚生省では平成二年三月

二 救急救命士法案の概要

この法律案は、搬送途上における医療の充実を図るため、救急救命処置を医師の指示の実を図るため、救急救命処置を医師の指示のともに、その業務が適正に運用されるようにとができる資格を新たに定めるととおりである。

(3)

1 定 義

うことを業とする者をいう。 いて、 大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用 必要なものをいい、「救急救命士」とは、 確保、 又はその生命の危険を回避するために緊急に 該重度傷病者の症状に著しい悪化を防止し、 に、 者 症状が著しく悪化するおそれがあり、 0) 生命が危険な状態にある傷病者 この法律案で「救急救命処置」とは、 当該重度傷病者に対して行われる気道の が病院又は診療所に搬送されるまでの間 医師の指示の下に、 心拍の回復その他の処置であって、 救急救命処置を行 (重度傷病 又はそ 厚生 その 当

2 免 許

- 受けなければならない。 命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を 1、救急救命士になろうとする者は、救急救
- ② 目が見えない者等一定の欠格事由 (絶対

者には、免許を与えないことがある。の欠格事由(相対的欠格事由)に該当するえず、罰金以上の刑に処せられた者等一定的欠格事由)に該当する者には、免許を与

- 教急救命士が(2)の絶対的欠格事由に該当するに至ったときは、厚生大臣はその免許を取り消し、又は期間を定欠格事由に該当するに至ったときは、厚生大臣はその免許を取り消さなければならず、また、相対的な格事由に該当することができる。
- (4) 免許の登録事務に関する事務を行わせる 厚生大臣は、その指定する者(指定登録機厚生大臣は、その指定する者(指定登録機

3 救急救命士国家試験

- 行う。 び技能について毎年一回以上、厚生大臣が (1) 試験は、救急救命士として必要な知識及
- ① 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した教急救命士と学校又は厚生大臣が指定した救急救命士学校又は厚生大臣が指定した救急救命士学校及は厚生大臣が指定した教急救命士

② 学校教育法に基づく大学等において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科上修業し、かつ、厚生大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養校又は厚生大臣が指定した救急救命士養

3

除く。)等において厚生大臣が指定する科

学校教育法に基づく大学(短期大学を

目を修めて卒業した者

(3)

救急救命士は、

救急救命処置を行ったと

得したもの

ることができる。 機関)に試験の実施に関する事務を行わせ(3) 厚生大臣は、その指定する者(指定試験

4 業務等

(1)

救命処置を行ってはならないこととされて 法により、 婦法の規定にかかわらず、 ķ٦ 示を受けなければ、厚生省令で定める救急 範囲内で行うことを認めたものである。 た診療の補助業務を、救急救命士の業務の ができるが、これは、 て救急救命処置を行うことを業とすること られている場合を除き、保健婦助産婦看護 . る また、 救急救命士は、 救急救命士は、 従来看護婦等の独占業務であっ 名称の使用の停止を命 保健婦助産婦看護婦 医師の具体的な指 診療の補助とし

なお、救急救命士は、救急用自動車等以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りではない。要と認められる場合は、この限りではない。連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないこととなっている。

(2)

命処置に関するものはその救急救命士にお急救命処置に関するものはその機関につき厚生大処置に関するものはその機関につき厚生大機関に勤務する救急救命士のした救急救命機関に勤務する救急救命士のした救急救命

役立てること等のためである。 医師に正確な情報を提供し、的確な診療に 士の行った処置について搬送される病院の すしなければならない。これは、救急救命 いて、その記載の日から五年間、これを保

金に処せられる。 置録を保存しなかった者は、二十万円の罰くは虚偽の記載をした者、又は救急救命処置録に記載せず、若し

4 救急救命士は、正当な理由がなく、その4 救急救命士は、正当な理由がなく、その

てはならない。 教命士又はこれに紛らわしい名称を使用し こととし、救急救命士でないものは、救急 (5) 救急救命士については、名称独占とする

5 施行期日

内において、政令で定める日から施行する。公布の日から起算して六月を超えない範囲

焦

交通安全対策

第5次交通安全

警察庁交通局交通規制 課課長 補 佐 青 山 研

はじめに

間

の増加等の社会経済活動の変化は、

我が国

0

自動車交通に依存している、

د يا わゆる

平成三年度から実施することにしている。 を取り入れた第5次交通安全施設等整備事業 増 していることからも明らかなように、 五箇年計画(以下「5次五計」と呼ぶ)を策定し 都市部における渋滞および駐車問題が深刻化 和六三年以来連続して一万人を超えると共に 「々過密化、 このような背景から、 が国の道路交通は、 多様化の度合を深めている。 警察庁では先端技術 交通事故死者数が昭 近年

5次五計の背景

近 年の内需中心型の経済への 交通需要の増加 、転換、 余暇

嵵

関の資料によると、

運転免許保有者数、

自

1

が一層進んでいることが明らかとなっている となっているが、これに対して道路実延長は ほとんど変化しておらず、 る)、それぞれ一三%、一三%、 については昭和六〇年と六三年との比較であ とを比較すると(ただし、 走行台キロについて、昭和六○年と平成元年 運転免許保有者数、 るま社会」の定着化に拍車をかけている。 (図 1)。 道路交通に対する需要を示すと考えられる 自動車保有台数、 道路交通の過密化 自動車走行台キロ 一二%の増加 自動車

また第4次全国総合開発計画および関係機 120 免許保有者数・保有台数 (同一の伸び) 走行台キロ 110 指 数 道路実延長 100 90 60 61 62 63 元年 昭和・平成 (年)

図 1 走行台キロ等の推移

車保有台数、 にはそれぞれ三二%、 自動車走行台キロは、 三四%、三三%増加す 一〇年後

通 V3 るものと予想されており、 2への依存度が高まっていくものとみられて 今後増々自動車交

交通事故の急増

2

半分の八、四六六人と過去最低となった。 まで減少を続け、 五人とピークとなり、これ以降五〇年代半ば 通事故死者数は、 連続九、 向 かし、これ以後交通事故死者数は再び漸増傾 に転じ、 |和四〇年代半ばまで漸増傾向にあっ 三四四人以降は連続 〇〇〇人以上、そして昭和六三年の 昭和五七年の九、 昭和四五年には一 昭和五四年にはピーク時の 万人以上となり 〇七三人以降は 六、 七六 た交

る。

全国

横浜 名古屋

大阪 東京

63年

呼ばれる極めて憂慮すべき事態となっている。 年代以降最悪を記録し、 通事故発生件数を比較すると次のとおりであ 年後の平成元年について交通事故死者数、 に対して、 死者数が最も少なかった昭和五四年と一〇 いわゆる「第1 昭 一次交通戦争」とも 和四〇年代の状況 交

亡原因をみると約半分が交通事故であり、

カーブ事故の増加が特徴となっている。

また平成元年中の一五~一

九歳の若者の

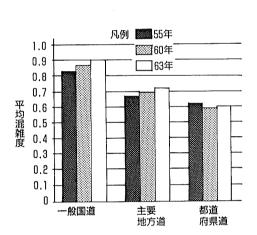
死

れは出生率の低下、

高齢化社会の進展の中で

大きな問題となっている。

が増加していること、 いることにある。 および自動車二輪乗車中の死者数が増加して 今二四歲)、高齢者 一一、〇八六)で、 その特徴は、 (六五歳以上)、 そして、 自動車乗車中 若者 の死者数 四六六→ 二 六



60

昭 和 (年度)

一般国道の旅行速度の推移

道路混雑度の推移 図 3

40

30

(m) (h) 20

10

図 2

55

旅行速度

3 交通渋滞の悪化

時 等の大都市では約二○㎞ によると、 加している(図3)。 の依然として低く、 容量に占める交通量の割合) 図 2)。 建設省道路局の「全国道路交通情勢調 は、 主要地方道、 昭和六三年度にはやや回復したもの 混雑状況を示す混雑度(道路の交通 一般国道の平均旅行速度 特に東京、 都道府県道のいずれも増 /時となっている をみても、 大阪、 (ピーク 名古屋 般

5次五計の基本方針

ことを基本方針としており、 する利便性を生かして国民生活の向上を図る 交通の安全を確保するとともに、 交通流、 5次五計では、 交通量を適切に配分、 道路ネットワークに即 以下の主要課題 誘導し、 自動車の 道路

平 -成二年には遂に一一、二二七人と昭和 五〇

> 間事故、 突事故、

> > 駐車関係事故、

右折衝

Œ

面衝突事故、

交差点事故! 出合頭事故、

そ

方

死亡事故件数は三一%増であり、

夜

交通事故死者数は三一%増 八、

表 1 新五箇年計画の事業規模

							(幸)	V	息门人
	X	分			i.箇年計画 平成 2 年度)		簡年計画 平成7年度)	倍	率
特	定	事	業	調整費	1,150 200	調整費	1,550 100	1. 0.	35 50
				計	1,350	計	1,650	1.	22
地方単独事業			業		3,680		4,970	1.	35

道路管理者分としては、特定事業18,500億円、地方単独事業 14,400億円が計画されている。

平成3年度特定事業の事業費_(単位:億円) 表 2

区分	平成2年度(当初)	平成3年度	倍 率	
公安委員会分	268	289	1.08	
		(うち生活関		
		連分12億円)		

(注) 平成3年度の道路管理者分としては、2,666億 円が計画されている。

備を行う。

住 環境の改善

加装置、 交通弱者を保護するために、 居住地区内の通過車両 弱者感応化 (新規事業) を排 視覚障害者用付 除し、 等信号機の 步行者等

(単位・接田)

道路交通の安全確保

八九億円の特定事業を予定している(表2)。

円の事業規模を予定している(表1)。

は特定事業として一、

六五〇億円

Va

一〇〇億円)、

地方単独事業の四、

このような基本方針に基づき、

5次五計で (うち調整 九七〇億 なお平

とにしてい

に配慮して交通安全施設等の整備を進めるこ

成三年度には、

5次五計の初年度分として二

加する交差点事故を防止するために、 低

増

2 国民生活を支えるモビリティの 確保

ライバーのニーズに合っ 提供機能の充実を図る。 信号機を拡大整備し、そして旅行時間等、 管制センターを高度化し、 めに、低性能であるかまたは老朽化した交通 過密化、 複雑化する都市交通に対処するた た交通情報の収集 コンピュータ制御 ١,

違法駐車の抑制および排除

3

車抑止システムおよび駐車誘導システムの整 制 交通事故、 排除するために、 渋滞の原因となる違法駐車を抑 新規事業である違法駐

2 違法駐車抑止システム

である (図5)。 することにより、 監視するとともに、 差点にテレビカメラを設置して、 違法駐車による渋滯が発生している重要交 違法駐車の抑 必要に応じて音声で警告 止を図るもの 違法駐車

等に伴う信号機の新設を行い、 性能であるかまたは老朽化した信号機の高性 能化を図ると共に、 道路の新設 さらに見やす 団地の造成

するために、 ステムの整備も行う。 また、 道路標識、 夜間の速度超過等による事故を防 新規事業である高速走行抑止シ 標示を整備する。

JĖ.

標示を整備する 高性能化を図ると共に、 見やすい道路標識

5次五計における新規事業

その具体的な対策としては下記のように五 全確保、 善の四つの課題に取組むことにしているが、 違法駐車の抑制と排除、 新規事業を計画している。 前述のように5次五計では、 国民生活を支えるモビリティの そして居住環境の改 道路交通の 確保、 安

高速走行抑止システム

1

死亡事故の抑止を図るものである わせ、さらに著しく速度が超過している危 ことにより、 して安全運転を促し、 高速走行車両を検出し、 を自 動的に記録して取締り等に活用する 若者等の高速走行による夜間 自主的な走行管理を行 警告表示板で警告 (図 4)。

両

駐 車誘導システム

3

じた経路誘導情報をドライバーに提供し、 通渋滞の緩和を図るものである(図6)。 車場の位置、 駐車状況、 渋滞状況等に応 交

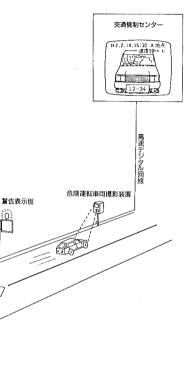
4 弱者感応化

を青にするか、 ンを直接押す代わりに、携帯している小型発 !機を操作することにより、 覚障害者、 または歩行者用信号機の青表 高齢者等が、 歩行者用信号機 信号機の押ボタ

5 速度感応化

車両感知器が用いられてきたが、 集装置としては、 機がコンピュー は な交通管制システムの基本となる交通情報収 置されており、 交通管制センター 平成元年度末現在で全国一五四都市に設 これによって約四万基の信号 夕制御されている。 これまで主として超音波式 (サブセンターを含む) 今後はマイ このよう

示時間を延長するものである(図1)。



高速走行抑止システム 図 4

月形車両感知器 (速度超過車両検出用)

£\$320

ď

予定である クロ波を用い た新型の車両感知器を整備する

て車両 ることにより、 過車両の台数および占有率を計測するのに対 反射波の遅延時間を測定することにより、 制システムの高度化を図ることにしている。 はマイクロ波式車両感知器を整備して交通管 行時間の推定も可能となるため、 用いて信号の切り替えのタイミングを調整す かつ重要なパラメータの一つであり、これ いう点が大きな特徴となっているのである。 速度は交通流を表現するための最も基本的 すなわち、 マイクロ波式車両感知器ではこれに加え 一の速度がリアルタイムで測定できると 従来の超音波式車両感知器 信号制御はもちろんのこと旅 5次五計で では、 通

おわりに

層の御協力をお願いする次第である。 形成していく必要がある。 技術を導入した新しい交通安全施設等の整備 抑えていくことにある。 限に活かしながら、 充実を図ることにより、 自動車の有用性、 これからの交通管理における重要な点は、 ドライバーの利便性を最大 一方でそのマイナス面を そのためには、 新しいくるま社会を 関係各位のより

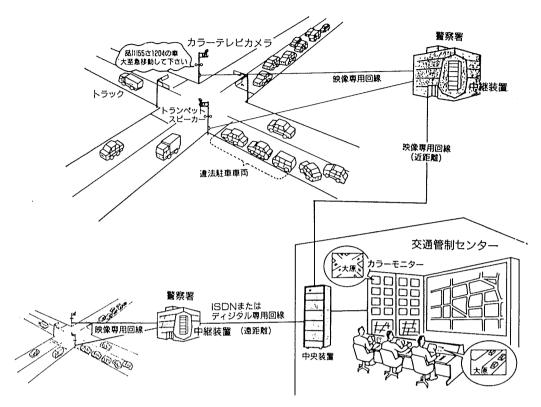


図5 違法駐車抑止システム

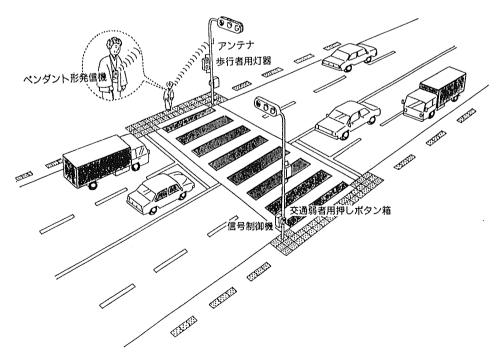


図 7 弱者感応化

駐車誘導および交通渋滞表示システム構成図

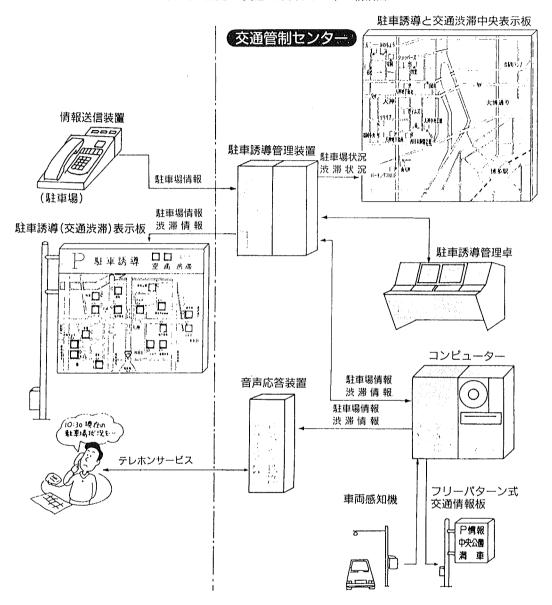


図6 駐車誘導システム

踏切道の改良による交通事故防止対策

交通安全対策

はじめに

月二六日に成立し、三月二九日に公布され(平 は、 たところである 成三年法律第二一号)、四月一日より施行され 「踏切道改良促進法の一部を改正する法律」 第一二〇回国会の審議を経て平成三年三

策について紹介することとする て第五次の「踏切事故防止総合対策」 一二日に決定されたところである また、これに先立ち、 本稿では、これら踏切事故防止のための対 交通対策本部におい が二月

踏切事故防止対策の必要性

良促進法」が制定 きな社会問題となった。このため、「踏切道改 の急速な進展とともに、 昭和三〇年代に入ってモータリゼーショ (昭和三六年)されるとと 踏切事故が多発し大

基づき、

交通事故の防止および交通の円滑化

踏切道の立体交差化等の事業を

を図るため、

建設省道路局路政課交通係

ずれも減少してきている。 対策期間として、道路と鉄道とが平面交差す われてきた結果、 る踏切道の立体交差化や構造改良の対策が行 昭和四六年)され、それぞれ五ケ年間をその もに、「踏切事故防止総合対策」が決定(当初 踏切数および事故件数はい

平成元年度において約八六〇件(昭和三六年 改良促進法および踏切事故防止総合対策等に は一時間に数分しか通行できない、いわゆる 九〇〇人)にのぼっている。また、都市部に 死傷者は約五六〇人(昭和三六年当時約三、 当時約五、 「あかずの踏切」が今なお多数残されている。 (昭和三六年当時約七万箇所) このような状況の中で、建設省では踏切道 しかし、現在でも踏切は全国で約四万箇所 五〇〇件)の踏切事故が発生し、 残されており、

推進しているところである。

踏切道改良促進法の改正

制定された法律で、 ることにより、 よび当該計画の実施を義務付けてい とともに、道路管理者および鉄道事業者に対 整備についてその改良方法を定めて指定する 化に寄与することを目的として昭和三六年に して、指定された踏切道の改良計画の提出 踏切道改良促進法は踏切道の改良を促進す 立体交差化、 交通事故の防止と交通の円滑 構造改良および保安設備の 踏切道の改良を進めるた

傷者を生じるなど重大な結果をもたらすもの までの五箇年間となっていたが、 この法による措置を講ずる期間は平成二年度 な踏切道がなお多数残されている状況にあり である。また、立体交差化、構造改良が必要 踏切事故は、 ひとたび発生すると多数の死 平成三年度

年度) ある 改良することが必要と認められる踏切道につ しては、 改良促進法を更に五箇年(平成三年度から七 画的に進める必要がある。このため、 以降においても、 いて指定するものとすることとされたもので (新旧対照表を参照) 延伸することとされ、 、平成三年度以降五箇年間において、 踏切道の改良を引き続き計 改正法の内容と 踏切道

四 踏切事故防止総合対策の決定

おいて、 本部長とし関係省庁からなる交通対策本部に 踏切事故の防止については、 昭和四六年以来、四度にわたって「踏 総務庁長官を

> 構造改良等の対策を推進してきた。 切事故防止総合対策」を決定し、これに基づ き関係省庁が一体となり踏切道の立体交差化

ある。 に交通対策本部において決定されたところで 事故防止のための対策をまとめた第五次の する必要があるため、平成三年度から七年度 事故防止のための総合的な対策を強力に推進 踏切保安設備の整備等の各省庁にわたる踏切 の五箇年間における立体交差化、構造改良、 「踏切事故防止総合対策」が去る二月一二日 平成三年度以降についても、引き続き踏切

年三月一二日作成)で定められた施策の一環 策基本法に基づく交通安全基本計画 として政府が示した踏切事故防止についての (平成三

指針である。

箇所、 ス等の整備に伴う新設立体交差事業約四〇〇 kщ お このうち建設省関係では、この五箇年間 いて、 単独立体交差事業約二〇〇箇所、バイ 踏切道の構造改良事業約一、〇〇〇簡 踏切道の連続立体交差事業約三○○ に

対策 推移および今回決定された踏切事故防止総合 踏切事故防止総合対策による目標整備量 (全文)を別に記載する。 0) 所を実施することとしている。

[切道改良促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文(抄]

この踏切事故防止総合対策は、

交通安全対

正

・ 国前に正は、皆り宣言らずる道量、皆り事文) - 国命	ものとする。	切道について、その改良の方法を定めて、指定する	含む。)により改良することが必要と認められる踏	良(踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を	度以降の五箇年間において立体交差化又は構造の改	運輸省令、建設省令で定める基準に従い、平成三年	通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して	第三条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交	(指定)	
	するも	る踏切	良を含	の改良	一年度	運輸省	通量、	第三条	(指定)	

発生状況その他の事情を考慮して運輸省令で定める る踏切道について 安設備の整備により改良することが必要と認められ 基準に従い、平成三年度以降の五箇年間において保 するものとする 運輸大臣は 踏切道における交通量 踏切事故の その改良の方法を定めて、 指定 2

現

行

ものとする。 切道について、その改良の方法を定めて、指定 含む。)により改良することが必要と認められ 艮(踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改 度以降の五箇年間において立体交差化又は構造 自令、建設省令で定める基準に従い、昭和六十 踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交

られる踏切道について、 指定するものとする。 て保安設備の整備により改良することが必要と認め 基準に従い、昭和六十一年度以降の五箇年間におい 発生状況その他の事情を考慮して運輸省令で定める 運輸大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の その改良の方法を定めて

五 おわりに

者双方が協力して進める必要がある。 る道路管理者と踏切を管理している鉄道事業 業を円滑に推進するためには、事業を実施す 交通安全基本計画等が定められているが、事 た踏切道改良促進法、 踏切道の改良を促進するために、先に述べ 踏切事故防止総合対策、

ならない。 お互い協力のうえ事業を進めていかなければ 止と交通の円滑化という共通の目的に向けて、 道路管理者と鉄道事業者は、 交通事故の防

湯 崖 交通安全対策

、業に関する緊急措置法

はじめに

ところである 日に公布され、 政令」(平成三年政令第七八号)は、三月二九 法施行令及び道路法施行令の一部を改正する 成三年法律第四号)は、三月一五日に、 関する緊急措置法の一部を改正する法律」(平 八日に成立した「交通安全施設等整備事業に - 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置 第一二〇回国会の審議を経て平成三年三月 ともに四月一日に施行された また、

画の下に交通安全施設等整備事業を推進する 整備事業に関する計画を作成し、 五箇年間において実施すべき交通安全施設等 今回の法令改正の趣旨は、 平成三年度以降 総合的な計

0

設等のより一層の整備拡充を図ろうとするも 0 とともに、 である。 **、範囲を拡大すること等により、交通安全施** あわせて交通安全施設等整備事業

本稿では、その概要を述べることとしたい。

の経緯 る緊急措置法の制定の背景と改正 交通安全施設等整備事業に関す

交通時代の到来に伴い、 四倍の伸びを示すに至り、 大きく変化し、国内輸送における自動車輸送 加を続け、 占める割合も著しく増加した。この自動車 戦 後、 我が国の自動車保有台数は急激な増 昭和三〇年代の一〇年間で約五・ 交通事故が激増する また、 輸送構造も

ŋ

数は五・三倍に達した 事故件数は六・○倍、交通事故による死傷者 こととなり、 昭和三〇年代の一〇年間に交通

改正する政令

道路法令研究会

こうした交通事故の著しい増加の原因は、

にあると考えられた。 であったこともさることながら、 安全教育の不徹底等ソフト面での対応が不備 低水準の交通モラル、人命軽視の風潮、 モータリゼーションが急激に進展する中で、 ード面の交通安全施設の整備が不十分なこと とりわけハ 交通

既存の制度の範囲内で行ってきてはいたが、 基本的に地方公共団体の責務と考えられ、 交通安全施設等の整備については、 道路整備の重点が主として道路改良の延 都道府県公安委員会および道路管理者が ま

が著しく立ち遅れていたと言える。 が著しく立ち遅れていたと言える。 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていなかった。そのため、 を行える体制になっていたと言える。

することとした。

立のような事態に対処するため、国は、人のの事重がなにものにも優先するという理念が定し、その第一に「交通安全施設の整備・決定し、その第一に「交通安全施設の整備・上の徹底を図るための緊急対策について」を立ることとした。

さらに、こうした施策を緊急かつ強力に推進するためには、国は、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を交通を全施設等整備事業を実施すべき道路としてお定道路に係る交通安全施設等整備事業に要する費用について助成を行うこと等交通に要する費用について助成を行うこと等交通を全施設等の整備について所要の立法措置をとることが必要とされたものである。

事業に関する緊急措置法」(以下「交安法」とこうしたら観点から、「交通安全施設等整備

布施行された。 日に成立し、関連法令とともに四月一日に公いう。)は国会審議を経て昭和四一年三月三一

(資料1参照)。 (資料1参照)。 (資料1参照)。

改正の必要性 近年の交通事故をめぐる状況と

事業の実施を推進してきた。

「基づき、これまで二次にわたる三箇年計画に基づき、これまで二次にわたる三箇年計画が策定され、
の計画の下に都道府県公安委員会および
の道路管理者が協力して交通安全施設等整備

このような現状に対応するため、現行の第の傾向をたどってきたが、昭和五三年以降再数をのでる状況は、依然数も平成元年以降二年連続して一万一千人を数さで、交通事故をめぐる状況は、依然の順向をたどってきたが、昭和五三年以降再の傾向をたどってきたが、昭和五三年以降再の傾向をたどってきたが、昭和五三年以降再の傾向をたどってきたが、昭和五三年以降再の傾向をたどってきたが、昭和五三年以降再の傾向をため、現行の第

四次五箇年計画に引き続き、平成三年度以降五箇年間において交通安全施設等整備事業の内容の拡充等を行い、総合的な関する計画を作成するとともに交通安全施設関する計画を作成するとともに交通安全施設質を強調する必要がある。

四、改正の内容

電法の一部を改正する法律について憲法の一部を改正する法律について本法は、交通事故が多発しているという緊急措

本法は一交通事故か多発しているという緊急事態に対処するための措置を五箇年間正の内容としては、平成三年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業において実施すべきで通安全施設等を備事業に対処するための措置を五箇年間に限

- する政令について 置法施行令及び道路法施行令の一部を改正2 交通安全施設等整備事業に関する緊急措
- 工種の追加 (交安法施行令第一条関係) 交通安全施設等整備事業の内容の拡充—

設等整備事業」のうち道路管理者が行う事業交安法第二条第三項第二号は、「交通安全施

を 業」という。)とし、「道路の改築」および 画 燈その他政令で定める道路の附属物または区 政令で定めるものに関する事業 歩道・自転車道の設置その他の道路の改築で している。 「線の設置に関する事業 種事業」という。)、 の附属物」 ①横断歩道橋の設置に関する事業または の範囲については、 ②道路標識、さく、 (以 下 (以 下 「交安二 政令に委任 ·「交安 種 道

車線 る 参照)、今回次に掲げるように、いわゆる付加 じて追加されてきたところであるが(資料2 する事業を新規工種として追加するものであ ついては、 交通安全施設等整備事業の内容 自動車駐車場および地点標の設置に関 これまで、 事故特性の変化等に応 (工種) に

1 わゆ ż 付 加車線」 の追加 垣

要がある小区間について応急措置として 行う道路の改築を規定してい であり、 令第一条第二項は、 「道路の改築」 緊急に交通の安全を確保する必 の内容を定めるもの 交安一種事業とし

ている道路等において無理な追越しによ のはみ出し禁止等の交通規制がなされ 特に長区間にわたり追越しの

> なお、 りも遅い速度で進行している車両を分離 加 線」は、この定義に含まれることとなる。 を交安一種事業に追加するものである。 して通行させることを目的とする車線_ る付加車線すなわち「他の車両の速度よ る事故が多発していることから、 「自動車駐車場」および「地点標」の追 第三項 従来より規定されている「登坂車 ķ, わゆ

2

めのものを列挙している。 附属物のうち、 法施行令第三四条の三に規定する道路の であるが、 令第一条第三項は、 「道路の附属物」の内容を定めるもの 道路法第二条第二項および同 安全な交通を確保するた 交安二種事業に係

る

理者としても路上駐車車両を吸収するた が多発している状況にかんがみ、 ため、「道路法第二条第二項第六号に掲げ 駐車場を整備していく必要がある。 めの駐車スペースとして積極的に自動車 加するものである るもの」(道路管理者が設ける自動車駐車 を交安二種事業に新規工種として追 路上駐車場に起因する交通事故 道路管 この

ズが高まる中、 道路利用者の利便性向上のニー 道路利用者が現在位置や

> 三四条の三第四号に規定する「地点標」 することができ、 必要がある。このため、 理・的確な事故分析等の実施を図る等の トの整備を推進し、 の特定に役立つようないわゆるキロポ 目的地までの距離を確認するために利 を交安二種事業に新規工種として追加す となる迷走運転の解消、 あわせて事故発生 交通事故の間接原 速やかな事故 道路法施行令第 地

(2) 大(交安法施行令第二条の三関係) 交安二種事業に対する国の助成措 あ 拡

ることとしたものである。

囲を政令に委任している。 負担・補助率1/2)の対象となる事業の節 て、 村道について実施する交安二種事業につい 定区間外の一般国道、 交安法第一○条第二項および第三項は、 国の負担または補助の特例(交安法上は 都道府県道および市 前 指

対象とするものである。 進を図るため、 る「自動車駐車場」について、 「街灯」および今回新規工種として追加され 今回、 従来より交安二種事業とされている 国の負担または補助の特例 その整備 の促

法施行令第三四条の二の三関係 整備事業に要する費用の補助の特例 道の区域内の道路に係る交通安全施設等

内 と同様に、 措 政令において定めてきたところである。 交安法による措置を講ずる期間の延長に併せ 第三二条)、それ以外の道道および道の区域内 ち、 て交安法の定める措置と同様の助成措置を本 定められているが 安二種事業を除き、 る開発道路) めに特に必要と認めて指定したもの 道の区域内の市町村道で建設大臣が開発のた においてその特例が定められている。 備事業の費用負担については、道路法施行令 1地と同様の補助制度を設けることとしたも ¦置が五箇年間延長されることに伴い、従来 今回、 市町村道については、 の道路について実施する交通安全施設等整 道路法第八八条第一項に基づき、 道 の区域内の一 交安法の一 平成三年度以降五箇年間において については、 (道路法施行令第三一条) 部改正により同法による 恒久的な高率の負担率が 般国道並びに道道および 従来より、五年毎の 一般国道に係る交 道 (いわゆ このう の区域

〈資料 1 〉

`,E	MT 1 /					
		交通分	安全施設等整備事業に関	する緊急措置法の制気	定・改正経緯	
法律名	交通安全施設等 整備事業に関す る緊急措置法 (「交安法」と略)	交安法の一部を 改正する法律	交安法の一部を改正す る法律	交安法及び踏切法 の一部を改正する 法律	交安法及び踏切法 の一部を改正する 法律	交安法の一部を改正する 法律
番号	41年45号	44年9号	46年27号	51年13号	56年7号	61年11号
改 正 概 容	法制定	1 地方追定力量を 地の追定力量を を持三作権を を作るのでを を表する。 3 合業等のでを を表する。 4 実 でのでがまれる。 4 実 では、 5 のは、 5 のは、 6 業 でも、 6 業 でも、 6 業 でも、 6 業 でも、 6 業 でも、 6 業 でも、 7 のは、 8 でも、 8 でも、 8 でも、 8 でも、 9 のは、 9 でも、 9 のは、 9 の	1 46年度以降5ヵ年間の交安事業の計画の作成 2 都道府県公安委員会の事業範囲の拡大 3 総合交安事業計画の作成 4 北海道の費用負担の特例等	51年度以降5ヵ年 間において実施す べき交安事業の計 画の作成	56年度以降 5 ヵ年 間において実施す べき交安事業の計 画の作成	1 61年度以降5ヵ年間において実施すべき交安事業の作成の 2 道路管理者が指定区間外の一般国道及通告でといて、交通安全施設等整備事業として実施する一世の附属物の構置に要する費用に関する国の特別または、補助の特例

である

1445 1 At 1 AO

〈資料 2〉 都道府県公安委員会及び道路管理者が行う交通安全施設等整備事業の工種の変遷

	都道府県公安委員会	道路管理	備考	
	加 起加	一 種	二種) mu 3
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和41年法律第45号)	・信号機 ・道路標識 ・道路標示	・横断歩道橋	・道路標識 ・さく ・街燈 ・区画線	
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和41年政令第103号)		 ・歩道 ・車道の拡幅 ・緩速車道 ・交通島 ・分離帯 ・車両停車帯 ・視距の延長 ・突角の切取り 	· 視線誘導標 · 道路反射鏡	第1次三計 (S41~S43) ·第2次三計 (S44~S46)
道路構造令(昭和45年政令第320号) 附則		・緩速車道→自転車道 ・分離帯→中央帯 に変更		
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律(昭和46年法律第27号)	・交通管制センターの追加			公主、たてきた
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令(昭和46年政令第60号)		・自転車歩行者道 ・自転車専用道路 ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 の追加		第1次五計 (S46~S50)
交通安全施設等整備事業に関する緊急措 置法施行令及び道路法施行令の一部を改 正する政令(昭和51年政令第61号)		・路肩の改良の追加	・自転車駐車場の 追加	第2次五計 (S51~S55)
交通安全施設等整備事業に関する緊急措 置法施行令及び道路法施行令の一部を改 正する政令(昭和56年政令第63号)		(「歩道」の新規運用として コミュニティ道路の追加)	・道路情報提供装 置の追加	第3次五計 (S56~S60)
交通安全施設等整備事業に関する緊急措 置法施行令等の一部を改正する政令(昭 和61年政令第64号)		・登坂車線の追加		第4次五計 (S61~H2)
交通安全施設等整備事業に関する緊急措 置法施行令及び道路法施行令の一部を改 正する政令(平成3年政令第78号)		・いわゆる付加車線の追加	・自動車駐車場 ・地点標 の追加	第5次五計 (H3~H7)

対照条文

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 昭 和四十一年法律第四十五号) 抄 (傍線の部分は改正部分)

市 町村の交通安全施設等整備事業に関する計 画 0) 案

改

正

案

紀三条 ある都道府県に提出しなければならない に 路管理者である市町村道を除く。)について、 交通の安全を確保する必要があると認められる市町村道 協議により、 おいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成 平成三年六月三十日までに、 都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者である市町村は 国家公安委員会及び建設大臣が定める基準に従い、 都道府県公安委員会及び道路管理者で 平成三年度以降の五箇年間 (建設大臣が道 緊急に

、総合交通安全施設等整備事業五箇年計画

第 作成し、 四条 業五箇年計画」という。) を作成し、 施設等整備事業に関する総合的な計画 施設等整備事業に関する計画の案とを調整して当該都道府県の交通安全 箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を び 交通の安全を確保する必要があると認められる一般国道: る市町村を除く。)は、 |画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない 建設大臣が道路管理者である市町村道について、 都道府県公安委員会及び道路管理者 当該計画の案と前条の規定により提出された市町村の交通安全 協議により、 平成三年七月三十一日までに、 前条に規定する基準に従い、 以下 (市町村道の道路管理者であ 「総合交通安全施設整備事 平成三年度以降の五 都道府県道及 緊急に 当該

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

現 行

0 案

市

第 理者である都道府県に提出しなければならない 成し、昭和六十一年六月三十日までに、 年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作 路管理者である市町村道を除く。)について、 三条 交通の安全を確保する必要があると認められる市町村道 協議により、 町村の交通安全施設等整備事業に関する計画 都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者である市町村は 国家公安委員会及び建設大臣が定める基準に従い、 都道府県公安委員会及び道路管 昭和六十 一年度以降の五 (建設大臣が道 緊急に

(総合交通安全施設等整備事業五箇年計画

第四条 備事業五箇年計画」という。) を作成し、昭和六十 び建設大臣が道路管理である市町村道について、 交通の安全を確保する必要があると認められる一般国道、 る市町村を除く。)は、 全施設等整備事業に関する総合的な計画 を作成し、 五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画 全施設等整備事業に関する計画の案とを調整して当該都道府県の交通安 当該計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない 都道府県公安委員会及び道路管理者 当該計画の案と前条の規定により提出された市町村の交通安 協議により、 前条に規定する基準に従い、 (以下 (市町村道の道路管理 総合交通安全施設等整 昭和六十 一年七月三十 都道府県道 年度以降 日まで 緊急に 者であ この案

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定

第六条 従い、 沢 成三年度以降の五箇年間において交通安全施設等整備事業でこれに要す 通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定するもの る費用の全部又は一 交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に 緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、 国家公安委員会及び建設大臣は、 部を国が負担し、 又は補助するもの 道路における交通事故の発生状 (以下「特定交 平 第六条

況、

2 · 3 略

とする

(特定交通安全施設等整備事業五箇年計画

第七条 平成三年度以降の五箇年間において実施すべき特定交通安全施設等整備 り提出された総合交通安全施設等整備事業五箇年計画に係る交通安全施 事業に関する計画 設等整備事業のうち、前条第一項の規定により指定された道路について、 ر أ أ 国家公安委員会及び建設大臣は、 の案を作成しなければならない (以下「特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」 協議により、 第四条の規定によ ع

2 / 5

従い、 要する費用の全部又は一 和六十一年度以降の五箇年間において交通安全施設等整備事業でこれに ものとする。 定交通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定する 交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に 緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、 国家公安委員会及び建設大臣は、 部を国が負担し、 道路における交通事故の発生状 又は補助するもの (以 下 特 昭

2 · 3 略

(特定交通安全施設等整備事業五箇年計

第七条 昭和六十一年度以降の五箇年間において実施すべき特定交通安全施設等 設等整備事業のうち、前条第一項の規定により指定された道路について、 り提出された総合交通安全施設等整備事業五箇年計画に係る交通安全施 整備事業に関する計画(以下「特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」 という。)の案を作成しなければならない 国家公安委員会及び建設大臣は、 協議により、 第四条の規定によ

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(昭和四十一年政令第百三号)

抄

(傍線の部分は改正部分)

現

行

○交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令

改 正 案

2

法第二条第三

二項第二

一号イに規定する道路の改築で政令で定めるもの

は

次に掲げるものとする。

第一条

略

(交通管制センター

並

|びに道路の改築及び道路の附属物

第一条 (略

(交通管制セ

ン ター

並びに道路の改築及び道路の附属

2 は、 法第二条第三 次に掲げるものとする。 |項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるもの

三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことが を超えないものに限る。 できるもの 道路の改築のうち、道路構造令 しくは歩行者専用道路の設置、 坂車線を含む。)、中央帯、自転車専用道路、 で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線 歩道、 自転車道、 (これらに要する費用の額がそれぞれ建設大臣が定めた額 自転車歩行者道 路肩の改良又は視距を延長するための (昭和四十五年政令第三百二十号) 他の 車 自転車歩行者専用道路若 両 定よりも遅 V3 速 登 第 度

二・三 (略)

号)第三十四条の三第二号から第五号までに掲げるものとする。第六号に掲げるもの及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九路情報提供装置、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第二項路 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める道路の附属物は、道

第二条 都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市(都道府県等の負担)

等負担 額 路公社法 都高速道路公団法 金 速道路公団法 同項に規定する費用の額 府県等」という。)が法第十条第一項の規定により負担する負担金の額は、 を控除した額。 以下 項に定める都道府県等の負担割合を乗じて得た額 |額」という。) とする 都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市 「収入金」という。)があるときは、 (昭和四十五年法律第八十二号) (昭和三十七年法律第四十三号)第四十条若しくは地方道 以下「都道府県等負担基本額」という。)に、 (昭和三十四年法律第百三十三号)第四十条、阪神高 (道路法第五十八条から第六十二条まで又は首 第二十九条の規定による負担 当該費用の額から収入金の (以 下 (以 下 「都道府県 法第十条 「都道

2 3 (略)

(法第十条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業)

がそれぞれ建設大臣が定めた額を超えないものに限る。 定による基準によらないことができるもの 四十五年政令第三百二十号)第三十八条第二項の規定により同 改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、 道路、 歩道、 自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、 自転車道、 自転車歩行者道、 登坂車線 (これらに要する費用 中央帯、 道路構造令 自転車専 合の規 路肩 昭 額 和 0 用

二・三 (略)

第三十四条の三第二号、第三号及び第五号に掲げるものとする。路情報提供装置並びに道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道

(都道府県等の負担

第二条 ときは、 四十三号) 負担基本額」という。)に、 律第百三十三号) 規定により負担する負担金の額は、 項に規定する指定市(以下「都道府県等」という。)が法第十条第一項 合を乗じて得た額 五十八条から第六十二条まで又は首都高速道路公団法 一号)第二十九条の規定による負担金 都道府県又は道路法 当該費用の額から収入金の額を控除した額。 第四十条若しくは地方道路公社法 第四十条、 (以下 「都道府県等負担額」という。)とする 法第十条第一項に定める都道府県等の負担割 (昭和二十七年法律第百八十号) 阪神高速道路公団法 同項に規定する費用の額 (以下「収入金」という。) (昭和四十五年法律第八十 (昭和三十七年法律第 以下 (昭和三十四年法 「都道 第七条第三 (道路法第 がある 府県等

2 · 3 (略)

(法第十条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業)

掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とす道路標識、道路情報提供装置又は道路法施行令第三十四条の三第五号に第二条の三 法第十条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、

る。

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)(傍線の部分は改正部分)

										2	
	その三分の二)をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。	急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、	該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に関する緊	において、その二分の一(道路管理者が同令第四条に規定する通学路に	法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内	一年政令第百三号)第二条の三に規定する事業に要する費用については、	事業及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一	安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる	区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通	- 国は、平成三年度以降五箇年間において、道路管理者が道道又は道の	
 	ては	すっ	学	範	て	四	げっ	交通	道の	2	

現行

第三十四条の二の三 (略)

(道

一の区域内の道路に関する費用

の補助

第三十四条の二の三

略

(道

|の区域内の道路に関する費用の

補

助

改

正

案

は 国は、 路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に関 囲内において、その二分の一 は る緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用につ 十一年政令第百三号) る事業及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令 通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第三 の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち その三分の二)をその費用を負担する地方公共団体に対して補 法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、 昭和六十一 年度以降五箇年間において、 第二条の三に規定する事業に要する費用につ (道路管理者が同令第四条に規定する通 道路管理者が道道又は 一号イに掲 予算の (昭和

する政令」 に関する法 部を改

理路法令研究会

はじめに

道路事業に係る国の高率(二分の一を上回る率) 道路事業に係る国の高率(二分の一を上回る率) が、平成三年度から平成五年度まで解された「平成三年度以降の補助率等の取扱いに好された「平成三年度以降の補助率等の取扱いにの暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の暫定措置として、原則として昭和六一年度に適の情報を表示している。

であるが、以下それぞれについて解説していきた令第九八号)が、三月三〇日に公布されたところ路法施行令等の一部を改正する政令」(平成三年政に関する法律」(平成三年法律第一五号)および「道この方針を受けて、「国の補助金等の臨時特例等

いと思う。

る法律」について「国の補助金等の臨時特例等に関す

う。)、 う。)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法 は 二二号)と同様、 下げについては、「国の補助金等の整理及び合理化 の確保に関する特別措置法 する法律」により一括して措置することとなった。 る形式をとらず、「国の補助金等の臨時特例等に関 並びに臨時特例等に関する法律」(平成元年法律第 今回、道路局所管法律で改正の対象となったの 平成三年度から平成五年度までの補助率等の引 道路法、 道路整備緊急措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通 各省庁が各自で法律案を提出す (以下 (以下「雪寒法」とい 「緊措法」とい (以 下

の五法である。以下それぞれについて略述する。業に関する緊急措置法(以下「交安法」という。)および交通安全施設等整備事

(1) 道路法の一部改正

道路の管理に要する費用は、当該道路の道路管理者が負担するのが原則(道路法第四九条)であるが、道路整備の緊急性、地方財政の現状等に適合させるため、様々な特例規定が設けられている。このうち、道路法においていわゆる国の高率の補助率等が規定されているのは、以下のとおりである。

の%を負担する(道路法第五○条第一項本文)。国が直轄でこれを行う場合においては、国がその一般国道の新設または改築に要する費用は、

工事に係るものにあっては、国がその욏を負担の ①のうち長大橋、トンネル等の特に大規模な

としている。 乳を乳と、昭和六一年度と同率まで復元することり、平成三年度から平成五年度までは、乳を乳、今回、対象となったのは、以上の負担割合であ

法第四条)。

(2) 雪寒法の一部改正

している(同法第五条の二、第六条)。
る事業に要する国の負担割合または補助率を%と
る事業に要する国の負担割合または凍雪害の防止に係
積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づ

%を%とすることとしている。
%を%とすることとしている。
が上に係る事業に要する費用に対する補助率についてであり、平成三年度から平成五年度においていてであり、平成三年度から平成五年度においている。

(3) 緊措法の一部改正

年計画(同法第二条)に基づいて実施する道路の昭和六三年度以降五箇年間において道路整備五箇緊措法においては、国の費用負担の特例として、

の定めをすることができることとされている(同は%)、修繕については½)の範囲内で政令で特別いては¾ (土地区画整理事業に係るものにあって改築および修繕については、法定上限(改築につ

今回、対象となったのは、改築についての法定としている。 では「¾」を「建設大臣施行の改築については¾」に、「¾」を「建設大臣施行の改築にあっては¾」に、「¾」を「建設大臣施行の改築については¾」を「建設大臣施行の改築については¾」を「建設大臣施行の改築については¾」を「建設大臣施行の改築についての法定としている。

より法定上限を引き上げている。 は路等(地方道および土地区画整理事業に係る道路等(地方道および土地区画整理事業に係る道をいます。 はの所則で半島振興法第一○条に規定する半島循環の所則で半島振興法第一○条に規定する半島循環の対したものであるが、緊措法施行令と同率まで復元したものであるが、緊措法施行令と同率まで復元したものであるが、緊持法施行令と同率まで復元したものであるが、緊持法施行令と同率まで復元したものであるが、緊持法施行令と同率まで復元したものであるが、緊持法施行令と同率まで復元したものであるが、

(4) 奥産法の一部改正

今回、対象となったのは、この法定上限であり、ができることとされている(同法第五条第二項)。別の範囲内で政令で定める特別の定めをすること別の範囲内で政令で定める特別の定めをすること用に係る国の負担割合または補助率については、用の費用負担の特例として、奥産法においては、国の費用負担の特例として、

のにあっては%」と昭和六一年度と同率まで復元「建設大臣施行のものについては%、その他のも平成三年度および平成四年度においては、「彡」を

(5) 交安法の一部改正

することとしている。

○条)。
○条)。
○条)。
○条)。

- ① 指定区間内の一般国道に係る交安二種事業に
- ついては½(同条第二項)② 指定区間外の一般国道に係る交安二種事業に
- 三項) 三項) 三項) 三項) 三項) 一種事業については%(同条第分が二種事業については%、ただし、市町村通のが二種事業については%、ただし、市町村通の一種事業

いる。
から平成二年度までと同率の気とすることとしてから平成五年度においては、%を昭和六一年度度から平成五年度においては、%を昭和六一年度を安一種事業の補助率についてであり、平成三年今回、対象となったのは、市町村通学路に係る

第五〇条第一項により、建設大臣施行のものにあ同法に費用の負担の特例がないことから、道路法なお、一般国道に係る交安一種事業については、

されていたが、今回道路法の規定による補助率等 び第三項) 安法における措置はなされないものである。 が昭和六一年と同率に復元されることにより、 合については、 区間内の国道における交安一種事業に係る負担割 成二年度までは、交安法附則第四項により、 ついても道路法の規定が 負担することとされており、 っては、 2∕3 適用されている。 知事施行のものにあっては½を国 引き下げ幅を小さくなるよう措置 (道路法附則第二項およ 昭和六二年度から平 補助率等の引下げに 指定 交

政令」について 「道路法施行令等の一部を改正する

である。 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」の施 である。

今回、道路局所管政令のうち改正の対象となっ今回、道路局所管政令のうち改正の対象措置法施行令」という。)、奥地等産業府令」という。)および交通安全施設等整備事業に開発道路整備臨時措置法施行令(以下「奥産法施開発道路整備臨時措置法施行令(以下「奥産法施行命」という。)の四政令である。

(1) 道路法施行令の一部改正

道路法第八八条においては、北海道の区域内の 実等に対する負担割合および補助率について特別 に定めることができる等の規定を設けており、具 に定めることができる等の規定を設けており、具 に定めることができる等の規定を設けており、具 三一条、第三二条及び第三四条の二の三)に委任 三一条、第三二条及び第三四条の二の三)に委任 三一条、第三二条及び第三四条の二の三)に委任 三十条、第三二条及び第三四条の二の三)に委任 三十条、第三二条及び第三四条の二の三)に委任

②地方道

六一年度と同率まで復元するというものである。引下げ内容については、表3参照)、いずれも昭和名交安事業に要する費用に関する補助率(½)以域内の市町村道(通学路を除く。)について実施す域内の二の三第二項に規定する道道または道の区

(2) 緊措法施行令の一部改正

に委任している。 については政令(緊措法施行令第二条~第四条)のいて法定上限を定めているが、具体の補助率等

①国道 改築(特殊改良および交安事業を除く。)よび補助率が定められている。 同令においては、以下のように国の負担割合お

以下、それぞれについて略述する。

34 (同令第二条第一項)

ただし、都市計画事業等に係る改築

% (同令第二条第二項)

土地区画整理事業に係る改築

(同令第四条)

改築(特殊改良および交安事業を除

ただし、土地区画整理事業に係る改築%以内(同令第三条第一項)

%以内 (同令第四条)

修繕 光以内(同令第三条第二項)

このうち、今回の対象となったのは、

同令第三

る補助率等が適用される。 第八八条の規定に基づく道路法施行令の規定によまた、北海道の区域内の道路については、道路法に戻り、同法の規定による補助率等が適用される。

の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。
の引下げ幅を小さくなるよう措置している。

(3) 奥産法施行令の一部改正

なお、北海道の区域内の道路に係る国の補助率なっている。平成二年度までと同率の‰まで復元されることと予回、この率が対象となり、昭和六○年度から

助率等は、%とするものとされてい

が、 他の道路より補助率の引下げ幅を小さくしている 発道路のうち、 産法が改正され、 国の補助金等の臨時特例等に関する法律により奥 率の%まで復元されることとなっている。 ているが、具体の補助率等については政 発道路の新設または改築について法定上限を定め 法施行令第四条)で%と定めている。 |道が指定されていないため、 今回、この率が対象となり、 これは、 政令においては、 《産法第五条第二項においては、 現 建設大臣施行のものについては 在奥地等産業開発道路として一 同法の附則により奥地等産業開 同様の措置はなされてい 昭和六一年度と同 政令であえて措 奥地等産業開 なお、 (奥産

交安法施行令の一部改正

(4)

する必要がないためである。

ており、交安法施行令第二条の二においては、補こえる特別の割合を定めることができることとし助率等について、政令で定めるところにより½を渉道の区域内の一般国道に係る交安二種事業の補変安法第一○条第一項ただし書においては、北

〈参考〉 道路局関係地域特例法令による負担割合・補助率推移表

〔離島振興法〕

事 業 名	原 則	60	61	62 · 63	元・2	3 · 4
主要地方道等の 新設または改築	3/4	2 / 3	6 /10	5.75/10		6 /10

〔奄美群島振興開発特別措置法・施行令〕

	事 業 名	原則	60	61	62 · 63	元・2	3 · 4
法律	道路の新設、改築、修繕	9/10以内	8 / 10	7.5∕10 (∄	大臣施行8/10) —		
	一般国道						
	新設または改築(区画整理 特殊改良、交安を除く)	9 /10	8 /10	7.5/10 (大臣8/10)	7.25/10(大臣	施行7.5/10)	7.5/10 (大臣 8/10)
政	特殊改良	2/3	6 /10	5.5/10 (大臣6/10)	5.5/10		5.5/10 (大臣 6 /10)
	修繕	6.5/10	6 / 10	5.5/10 (大臣6/10)	5.5/10		5.5/10 (大臣6/10)
	県道						
	新設または改築(区画整理 特殊改良、交安を除く)	9 / 10	8 / 10	7.5/10	7.25/10	·····	7.5/10
	特殊改良一、二、四種	2/3	6 / 10	5.5/10			
令	災害防除	6.5/10	6 /10	5.5/10			
TT.	市町村道	l		<u> </u>			
	新設または改築(区画整理 特殊改良、交安を除く)	7.5/10	2 / 3	6 /10			
	特殊改良	2/3	6 / 10	5.5/10-			
	土地区画整理事業に係る道路 の改策	*			55/10(大臣施行	6 /10)	

※緊措法・施行令の原則が適用される。(S60、61、H3、4同じ)

おわりに

以上、

n

特措法、

奥産法、

雪寒法等の規定は適用され

等については、

原則として道路法第八八条および

それに基づく道路法施行令の規定によって定めら

補助率等の推移表、 説明を加えたつもりである。 新旧対象条文を掲げる。

改正内容について略述したが、 法令を理

(両法に基づく政令を含む。) の規定 補助率等をかさ上げしている。

合および補助率については、

道路法および道路整

各地域特例法令における道路事業に係る負担割

係る負担割合および補助率について 各地域特例法令における道路事業に

れらについては、 の特例を設け、 備緊急措置法

参考を参照されたい。

. 冲	電振興開発特別措置法・施行	7令丿	•				,
	事 業 名	原則	60	61	62 · 63	元・2	3
法律	道路の新設・改築・修繕・ 指定区間内国道の維持	10/10 以内	9.5/10	9 /10	(国の行う事業9.5/	/10) ————	
	一般国道						·
	・新設、改築、修繕、指 定区間内の維持	10/10	9.5/10	9 /10 (大臣9.5/10))(交安9.5/10) 10(交安 9 /10)	9.5/10 9 / 10
	・区画整理に係る新設ま たは改築	9 / 10					
政	・市街地再開発事業に係 る新設または改築	8 / 10					
以	県道	•	•			·	
	・新設、改築(交安を除 く)修繕	10/10	9.5/10	9 /10	8.75/10-		9 / 10
	・区画整理事業に係る新 設または改築	9 / 10-					
	・市街地再開発事業に係 る新設または改築	8 /10					
令	市町村道						
	・新設、改築(交安を除 く)	8 /10					
	・特殊改良	2/3		-			
	・区画整理事業に係る新 設または改築	9 /10					
	県道または市町村道のう ち建設大臣が指定した区 間に係る新設または改築 (大臣施行)	10/10	9	0.5/10	9 /10(交安9.5/1	0)	9.5/10

る

えられるため、交安法の体系で措置したものであ 基づく政令によって規定するのは適切でないと考 なっている。

(道路法第八五条第三項)) を同条に

設又は改築に要する費用は、

国が負担することと

定区間内の一般国道に附属する道路の附属物の新 から、通常の負担割合等よりも低い負担割合等(指 常の負担割合等以上の補助を行うものであること

道路法第八八条の規定は、

国が道路法における通

法第一○条第一項についてのみ適用があるのは、 域内の道路については適用除外となっている。 規定される上記の補助率等を除いて、

北海道の区

同

○条第四項の規定により、

同法第一〇条第一項

13

ていない。交安法の規定についても、交安法第一

〔備考〕 法律においては、県・市町村道(建設大臣大行)の金額負担規定の60・61・元・2における適用除外を 定める。

解する上で必要と思われることについては簡単に 最後に参考のため、

[新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律・施行令]

事 業 名	原 則	60	61	62 · 63	元・2	3 ~ 5
空港周辺地域整備計画に基づく事実のうち						
県道の新設または改築 (五計対象)	3 / 4	2/3	-			→
市町村道の新設または改築 (五計対象)	8 /10	7 /10	(町村	道8/10)—		
市町村道に係る特殊改良および交安事業	2 / 3					

● なお、緊措令附則による補助率等引下げは、空港周辺地域整備計画に基づく事業には適用しない。

〔明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法・施行令〕

- 明日香村整備計画に基づく道路の改築(特殊改良および交安事業を除く。)で五計対象となるもの(明日香村が 昭和55年度から平成11年度までに行う事業に限る。)に係る国の負担割合または補助率については、首都圏、近 畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備ための国の財政上の特別措置に関する特別措置法第5条の規定の例に よる。
- ●明日香村整備計画に基づく道路の改築については
 - ① 緊措法、同法施行令による負担割合または補助率の引下げは都市計画道路を除き適用しない。
 - ② ただし、緊措法施行令第3条に規定する地方道の改築に係る補助、第4条に規定する土地区画整理事業 に係る国の負担または補助の割合の昭和60年度から平成4年度についての適用については、10分の6と する。
 - ③ 都市計画道路については、下表による。

事 業 名	原 則	60	61	62 · 63	元·2	3 ~ 5
都市計画道路						
一般国道の改築	2/3	6 /30	5.5/10	5.25/10		5.5/10
(区画整理を除く。)			(大臣施行6/10)	(大臣施行5.5/10)		(大臣施行6/10)
地方道の改築	2/3	6 /10-				
(区画整理を除く。)						
区画整理事業に係る改築	2/3	6 / 10-				

[琵琶湖総合開発特別措置法・施行令]

● 琵琶湖総合開発計画に基づく道路の改築については道路法附則、緊措法附則、同法施行令附則による昭和60年度から平成3年度までの負担割合または補助率の引下げは適用しない。

〔水源地域対策特別措置法・施行令〕

-t- W	国の負担制	指定年度から 平成2年度ま で	59年度以前の指 定ダムの補助率	60年度指定ダム の補解率	61年度指定ダムの 補助率	62・63年度指定 ダムの補助率	平成元・2 年度指 定ダムの補助率	
事業	合の範囲	平成3年度か ら平成5年度 まで	59年度以前の指 定ダムの補助率	60年度指定ダム の補助率	61~平成 5 年度指 定ダムの補助率			備考
指定ダムのうち政令 で指定するものの建 設に対応する整備事	法律4	1分の3以内	4分の3以内	3分の2以内 〔雪寒道路は、 4分の3以内〕	10分の 6 以内 〔雪寒道	10分の 6 以内 路は、3 分の 2 以	10分の5.75以内 内)	
業のうち、地方道の 新設・改築(特改、 交安を除く。)	政令(1分の3	4分の3	3分の2 〔雪寒道路は、 4分の3〕	10分の 6 〔雪寒道	10分の5.75 路は、3分の2〕	10分の5.75	

[※] 緊措法および奥産法については平成3・4年度補助率

^{※※} 緊措法および奥産法については昭和62年度、昭和63年度の補助率引下げは、政令政正で措置。

補助率等引下げの推移(政令によるもの)

政 令 名	事 業 名	根拠条文	本則補助率	60	61	62 • 63	元・2	3~5年度 補助単※	備考
道路法施行令	(いずれも北海道の特例)								
	一般国道の新設	31条表1の項	9 / 10	8 / 10	8 / 10	3/4	3 / 4	8 / 10	
	一般国道の改築	31条表1の項	9 / 10	8 / 10	8 / 10	3/4	3 / 4	8 / 10	
	二次改築(四車線以上の	31条表 2 の項 イ	8.5/10	3/4	3 / 4	7 / 10	7 / 10	3/4	
	もの)又はバイパスの設								
	置								
	一般国道に係る交通安全一	31条表2の頂ハ	8.5/10	3 / 4	3/4	3/4	3 / 4	3 / 4	
	種事業								
	一般国道の維持、修繕その	31条表3の項	7 / 10	6.5/10	6.5/10	6 / 10	6 / 10	6.5/10	
	他の管理								
	地方道の新設								
	開発道路	32条1項表1の項	9 / 10	8 / 10	8 / 10	3 / 4	3/4	8 / 10	
	地方道の改築			l					
	開発道路(維持線以外)	32条1項表1の項	9 / 10	8 / 10	8 / 10	3/4	3 / 4	8 / 10	ł
	開発道路(維持線)	32条 2 項	8.5/10	3/4	3/4	7 / 10	7 / 10	3 / 4	
	開発道路以外(特殊改良	34条の2の3 1項	3/4	2/3	6 / 10	5.75/10	5.75/10	6 / 10	
	を除く)		-, •		1				
	地方道に係る交通安全一種								
	事業				!				1
	デ来 開発道路	32条1項表2の項	8.5/10	3/4	3/4	3/4	3 / 4	3/4	
		34条の2の3 2項	2/3	6/10	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.5/10	
	開発道路以外の市町村道	34余(7)2(7)3 23月	2/3	0 / 10	3.3/10	3.5/10	0.5/10	0.0710	
	・通学路								İ
	地方道の維持修繕その他の								
	管理		- (10	0.5/10	0.5/10	0 (10	0 /10	0.5/10	
	開発道路	32条1項表3の項ロ	7 / 10	6.5/10	6.5/10	6 / 10	6 / 10	6.5/10	İ
	地方道に係る交通安全二種								
	事業						0.5/10	0.5/10	
	開発道路	32条1項表3の項イ	7 / 10	6,5/10	6.5/10	6.5/10	6.5/10	6.5/10	
	雪寒事業.							,	
	一般国道	31条表2の項ロ	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	
	地方道(開発道路)	32条1項表2の項	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	
道路整備緊急措置	一般国道の改築								
法施行令	直轄	2条1項	3 / 4	2/3	2/3	6 / 10	6 / 10	2/3	
	補助	2条1項	3 / 4	2/3	6 / 10	5.75/10	5.75/10	6 / 10	知事施行
	地方道の改築 (半島循環 地方道の改築 道路等を除く)	3条1項	2/3以内	6 / 10以内	5.5/10以内	5.25/10以内	5.25/10以内	5.5/10以内	
	半島循環道路等	3条1項	2/3以内			5.5/10以内	5.5/10以内	5.75/10以内	
	土地区画整理事業に係る改								
	築								
	一般国道(直轄)	4 条	2/3	6 /10	6 / 10	5.5/10	5.5/10	6 / 10	
	一般国道(補助) (半島循環道路等を除く)	4 条	2/3	6 / 10	5.5/10	5.25/10	5.25/10	5.5/10	知事施行
	地方道(半島循環道路等を除く)	4条	2/3	6 / 10	5.5/10	5.25/10	5.25/10	5.5/10	
	半島循環道路等	4条	2/3			5.5/10	5.5/10	5.75/10	
	都市計画事業等に係る国道								
	の改築								
	直轄	2条2項	2/3	6 / 10	6 / 10	5,5/10	5.5/10	6 / 10	
	補助	2条2項	2/3	6 / 10	5.5/10	5.25/10	5.25/10	5.5/10	知事施行
奥地等産業開発道	関地等産業開発道路の新設	- 40.7		1 -7 -5					
路整備臨時措置法 路整備臨時措置法	または改築								
m 空闸隔时指真伝 施行令	地方道(特殊改良を除く	4条	3/4	2/3	6 / 10	5,75/10	5.75/10	6/10	
		**	0/4	6/3	0 7 10	3.73/10	0.75/10	0/10	
交通安全施設等整	交通安全二種事業	0.4.0.0	7 /10	6 5/10	6 5/10	6,5/10	6.5/10	6.5/10	
備事業に関する緊	北海道の一般国道	2条の2	7 / 10	6.5/10	6.5/10	0.0/10	0.5/10	0.5/10	
急措置法施行令		1				1	1		L

※緊措法施行令および奥産法施行令については平成3・4年度補助率

「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」新旧対象表(抄)

第二十三条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部改正改 正 案	現行
2 第五十条第一項の規定の昭和六十年度、昭和六十一年度及び平成三年 1 略	十条第一頁の現定の召印六十
度から平成五年度までの各年度における適	用
は「十分の六」と、「三分の一」とあるのは	14
と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。	
3 } 10 略	3
第二十四条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一	((昭和三十一年法律第七十二号)の一部改正
附則	附則
1 略	1 略
2 第六条の規定の昭和六十一年度から平成五年度までの各年度における	2 第六条の規定の昭和六十一年度から平成二年度までの各年度における
る事業に要する費用にあつては、三分の二)」とする。 適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六(除雪に係	る事業に要する費用にあつては、三分のこうとする。適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六(除雪に係
3~7 略	3~7 略
第二十七条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部改正	
附則	附則
1	1~4 略
5 第四条の規定の昭和六十一年度、昭和六十二年度、平成三年度及び平	5 第四条の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用につ
成四年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土	いては、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るも
地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設	のにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設大臣が行う改築について
大臣が行う改築については三分の二(土地区画整理事業に係るものにあ	は三分の二(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)、その
つては、十分の六)、その他の改築については十分の六(土地区画整理事	他の改築については十分の六(土地区画整理事業に係るものにあつては、
業に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度において	十分の五・五)」とする。
十分の五・五とし、平成	
七五とする。)」とする。	
6 略	6 略
第二十八条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の一部改正	五号)の一部改正
附則	附則
1	1

4 及び平成四年度における適用については、 は、「十分の六(建設大臣が行うものにあつては、三分の二)」とする。 略 第五条第二項の規定の昭和六十一年度、 同項中「四分の三」とあるの 昭和六十二年度、 平成三年度

4 用については、同項中「四分の三」とあるのは、十分の六(建設大臣が 行うものにあつては、三分の二)」とする。 第五条第二項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適

 $\frac{1}{2}$

略

附

則

4 9 とする。

略

5

第三十一条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部改正

3 おける適用については、同項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」 (昭和六十一年度から平成五年度までの特例) 第十条第三項の規定の昭和六十一年度から平成五年度までの各年度に 3

5

略

附 則

 $\frac{1}{2}$ (昭和六十一年度から平成二年度までの特例) 略

おける適用については、同項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」 第十条第三項の規定の昭和六十一年度から平成二年度までの各年度に

4 9 とする。 略

「道路法施行令等の一部を改正する政令」新旧対象条文(抄)

												_	_
五・五」とする。	三」と、第三十四条の二の三第二項中「三分の二」とあるのは「十分の	の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四分の	あるのは「附則第七項の規定により読み替えられた前項の表」と、「十分	分の七」とあるのは「十分の六・五」と、同条第二項中「同項の表」と	分の三(除雪事業等に要する費用にあつては、十分の八・五)」と、「十	「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四	における適用については、第三十一条の表及び第三十二条第一項の表中	第二項の規定の昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度の各年度	7 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条の二の三	1	附則	第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部改正	改正案
	「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。	分の八・五」とあるのは「四分の三」と、第三十四条の二の三第二項中	み替えられた前項の表」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十	と、同条第二項中「同項の表」とあるのは「附則第七項の規定により読	つては、十分の八・五)」と、「十分の七」とあるのは「十分の六・五」	「十分の八・五」とあるのは「四分の三(除雪事業等に要する費用にあ	表及び第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、	第二項の規定の昭和六十一年度における適用については、第三十一条の	7 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条の二の三	1、6 略	附則		現行

8 平成四年度における適用については、 第三十四条の二の三第一項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び 同項中「四分の三」とあるのは、

「十分の六」とする。

9 15 略

8

第三十四条の二の三第一項の規定の昭和六十一年度における適用につ

同項中「四分の三」とあるのは、「十分の六」とする。

いては、

第四条

道路整備緊急措置法施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部改正

9 5 15

1 / 4 略

5 第六十三号)第十条に規定する道路の改築に係るものにあつては、十分 るのは「十分の六 (建設大臣が行うものにあつては、三分の二)」と、「三 度及び平成四年度における適用については、 十分の五・七五)」とする。 の二」とあるのは「率は十分の五・五(平成三年度及び平成四年度にお の五・五(建設大臣が行うものにあつては、十分の六)」と、「率は三分 の五・七五)」と、第四条中「割合は三分の二」とあるのは「割合は十分 十分の六)」と、第三条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五 分の二」とあるのは「十分の五・五(建設大臣が行うものにあつては、 いては、 (平成三年度及び平成四年度においては、半島振興法(昭和六十年法律 第二条、第三条第一項及び第四条の規定の昭和六十一年度、 半島振興法第十条に規定する道路の改築に係るものにあつては 第二条中「四分の三」とあ 平成三年 5

条に規定する道路の改築に係るものにあつては、十分の五・五)」とす と、「三分の二」とあるのは「十分の五:二五(建設大臣が行うものにあ るのは「十分の五・七五(建設大臣が行うものにあつては、十分の六)」 年度までの各年度における適用については、第二条中「四分の三」とあ と、「率は三分の二」とあるのは「率は十分の五:二五(半島振興法第十 合は十分の五・二五(建設大臣が行うものにあつては、十分の五・五)」 分の五・二五(半島振興法第十条に規定する道路の改築に係るものにあ つては、十分の五・五)」と、第四条中「割合は三分の二」とあるのは「割 つては、十分の五・五)」と、第三条第一項中「三分の二」とあるのは「十 第二条、第三条第一項及び第四条の規定の昭和六十二年度から平成二

6

۱ 4

とする。 項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、第四条中「割合は三 分の二」とあるのは「割合は十分の五・五(建設大臣が行うものにあつ の五・五(建設大臣が行うものにあつては、十分の六)」と、第三条第一 が行うものにあつては、三分の二)」と、「三分の二」とあるのは「十分 用については、第二条中「四分の三」とあるのは「十分の六(建設大臣 ては、十分の六)」と、「率は三分の二」とあるのは「率は十分の五・五. 第二条、第三条第一項及び第四条の規定の昭和六十一年度における適

分の五・二五(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十条に規定 るのは「十分の五・七五(建設大臣が行うものにあつては、十分の六)」 年度までの各年度における適用については、第二条中「四分の三」とあ あつては、十分の五・五)」とする。 十分の五・二五(半島振興法第十条に規定する道路の改築に係るものに のにあつては、十分の五・五)」と、「率は三分の二」とあるのは「率は 合は三分の二」とあるのは「割合は十分の五・二五(建設大臣が行うも する道路の改築に係るものにあつては、十分の五・五)」と、第四条中「割 と、「三分の二」とあるのは「十分の五:二五(建設大臣が行うものにあ つては、十分の五・五)」と、第三条第一項中「三分の二」とあるのは「十 第二条、第三条第一項及び第四条の規定の昭和六十二年度から平成二

奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令 (昭和四十年政令第十二号) の一部改正

略

1 3

第六条

1 / 3

4 \$ 8 略	する。	る適用については、同条中「十分の七」とあるのは、「十分の六・五」と	3 第二条の二の規定の昭和六十年度から平成五年度までの各年度におけ	1.2 略	附則	第八条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第百三号)の一部改正	5 略	適用については、同条中「四分の三」とあるのは、「十分の六」とする。	4 第四条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における
4	する。	る適用については、同条中「十分の七」とあるのは、「十分の六・五」と	3 第二条の二の規定の昭和六十年度から平成二年度までの各年度におけ	1.2 略	附則	牛政令第百三号)の一部改正	5 略	分の三」とあるのは、「十分の六」とする。	4 第四条の規定の昭和六十一年度における適用については、同条中「四



違法駐車防止条例の制定と実践

- 交通指導員による指導、 啓発活動

武蔵野市建設部交通対策課 主幹 茂呂

修

一はじめに

関する条例」を平成二年一〇月に制定した。 生活環境を確保しようと「違法駐車の防止に や交通事故の原因になるなど市民生活に大き 定の経過、 活動は四か月経過しただけであるが、 啓発活動を行っている。条例施行から五か月 自治体として少しでも現状を改善し、 な影響を及ぼしている。武蔵野市は、 について簡単に述べてみたい を配置して違法駐車を防止するための指導、 現在、条例に基づき重点地域に交通指導員 最近の都市における路上駐車は、交通渋滞 活動の状況、 反響、 今後の課題等 、快適な 一地方

二 武蔵野市の概況

武蔵野市は、東京都杉並区の西隣に位置し、 南北二㎞、東西六㎞、面積一一㎞、人口一三 西に走り、吉祥寺、三鷹、武蔵境の三駅があ る。市の大半は住宅街であるが、駅周辺は時 代と共に大きく変貌し、特に吉祥寺駅の周辺 は新宿以西で最大の商業、金融の街となって は新宿以西で最大の商業、金融の街となって は新宿以西で最大の商業、金融の街となって

一条例制定の背景

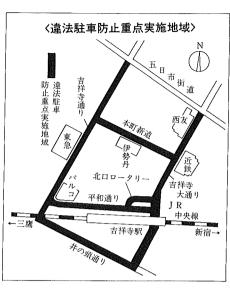
駅周辺は、路上駐車が渋滞の原因になっていに大きな影響を及ぼしている。特に、吉祥寺各駅の周辺には車や自転車が集中し、交通

るほか、バスや緊急車両の通行に支障がある。また、毎年、市が実施している市政アンケート調査では、「重点的にすすめてほしいこート調査では、「重点的にすすめてほしいここうした駐車の実態と市民要望等から、市こうした駐車の実態と市民要望等から、市こうした駐車の実態と市民要望等から、市に野計画においてもソフト面での市独自のの長期計画においてもソフト面での市独自ので表る。

四 条例制定の過程

対策の基本的事項

ともに、対策実施に向けて検討を進めてきた。平成元年度から資料の収集や調査を行うと



な検討に入ることとした。その結果、次の基本的事項を決定し、具体的

する。 ○法的根拠を明確にするため、条例を制定

○人を配置して、直接駐車を防止する方法

配置する職員は委託とする。

0

○当面、吉祥寺駅周辺を対象とする。

する。○地元に、関係者で駐車対策協議会を設置

2 プロジェクトチームによる検討

ついて本格的に検討を開始した。何度か顧問ジェクトチームを結成し、条例案と実施案に平成二年五月、法規担当課長を中心にプロ

弁護士も加わった

一〇月一日、公布、施行された。建設委員会の審議を経て本会議で可決され、長に提出され、市議会定例会に上程された。条例案は、約四か月にわたる検討を経て市

警察との協議

3

条例と道路交通法との整合性や実施段階での問題点について、所轄警察署および警視庁の問題点について、所轄警察署および警視庁の問題点について、所轄警察署および警視庁の問題点について、所轄警察署および警視庁のに対応、全体として非常に好意的に対応しないただいた。

罰則規定について

4

これを規定しないこととした。すことは、法的にも問題があることなどから法駐車」に対して市の条例がさらに罰則を科の取締りを目的にしたものではないこと、②の取締りを目的にしたものではないこと、②の取締りを目的にしたものではないこととした。

条例の内容

五

名称は「武蔵野市違法駐車の防止に関する

○目的(第一条)とどめた。主な条項は次のとおりである。条例」とし、九条からなる必要最小限の成文に

これは、「地域の交通ルール」を確立するこことを目的とした。り、市民の安全で快適な生活環境を確保するり、市民の安全で快適な生活環境を確保する

とによって、安全で快適な生活環境を確保すこれは、「地域の交通ルール」を確立するこ



止しようとするものである。

○違法駐車防止重点実施地域(第五条

市長は、違法駐車が著しく多いと認める地 市長は、違法駐車が著しく多いと認める地

講ずることになる。 に指定し、その地域に限って、必要な措置を特に多いと認める一定の地域を「重点地域」

○事業者の責務(第六条)

いい。 る自動車等の駐車場所の確保等に努めるもの 事業者は、重点地域において事業に使用す

るべきである、としたものである。ばきのための駐車スペースの確保などに努め多いことから、事業者は、仕入れの際の荷さこの規定は、重点地域には大型店や商店が

○重点地域での措置(第七条)

ることとした。 止するため、指導、啓発等を行うことができ 市長は、「重点地域」において違法駐車を防

行うことになる。基づいて違法駐車に対する「指導、啓発」をに本条例のポイントで、市長は、この規定にこの条項は、第五条の「重点地域」ととも

とになる。 創設し、その指導員が実際の指導等を行うこ具体的には、規則で「交通指導員」制度を

〇公共的団体の育成 (第八条)

市長は、重点地域内で違法駐車を防止するために活動する公共的団体を結成、育成、助ために活動する公共的団体を結成、育成、助

あり、協力体制の整備を図ったものである。には、地元住民や関係機関の協力が不可欠でこれに、出域の多追バーバを確立するため

地帯である。

六 実施体制

1 駐車対策協議会

備を進めていたものである。

しており、条例制定作業と並行して設立の準は、「重点地域」として吉祥寺駅の周辺を予定は、「重点地域」として吉祥寺駅の周辺を予定しており、条例第八条に基づいて、「吉祥

て独自の活動を行うものである。 条例第六条に規定する事業者の責務等につい車対策への協力体制を取ってもらうとともに型店、商店会などで構成し、市が実施する駐

2 重点地域の指定

条例第五条の「違法駐車が著しく多いと認

車があり、特に多い道路では一○○m当り 寺駅周辺に五六七台 である。平成二年二月の市の調査では、 も通行量が多いうえ、交通渋滞も激しい **照**)。この地域は、バス路線が集中し市内で最 線一広場 める地域」として市は、 台 (片側) (ロータリー) という状況で、 (日曜日、 を指定した(図1 吉祥寺駅周辺の五 いわば駐車無法 一八時) 吉祥 地域 0) 駐

て駐車場は不足である。うようには入れない状況であり、端的に言っ数は約一、六○○台である。休日は満車で思数なみに、この地域の駐車場の収容可能台

七 交通指導員制度

1 警備会社への委託

重点地域において、市長は、条例第七条の啓発等を行うことになるが、その措置の実施については、警備会社に委託することとした。たのためには多くの職員を採用する必要があり、さらに実施日時の問題もあるため交通誘導の知識と経験を有する警備員の活用を図ることとした。

2 実施内容

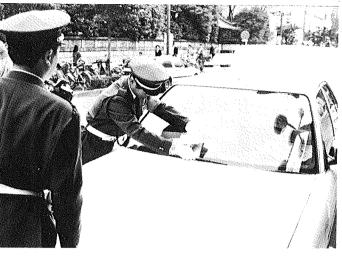
ある。 啓発活動の実施内容は次のとおりで

実施日時

午後一時~六時 一曜、日曜、 祝日、 年末 (二九~三一日)

指導員の配置

て巡回、 に分け、 指導員は約二○名である。 三〜六名の班を編成して状況に応じ 定点指導等を行う 重点地域を五区



(3) 主な活動内容

禁止であることを知らせ、 支障になることを告げ協力をお願いする。 0 駐車しようとしている車に対して、 かつ駐車は交通の 駐車

願いする ○駐車場マップを渡し、 駐車場の利用をお

を促す。 車場マップをウインドワイパーに挟み、 ○運転者がいない場合は、 ステッカーや駐 注意

図る。 〇状況によりセフティコーンの有効利用を

な駐車は、 ○再三の指導に協力しない車や著しく迷惑 状況により警察に通報する。

(4) 指導、啓発活動の基本的姿勢

ないようにする。 『厳しい』といったイメージが印象づけられ ○この活動により、吉祥寺が『怖い』『暗い』

ある。 ○取締りではなく、モラルに訴えるもので

ることを期待する 0 0 『吉祥寺の新しい交通ルール』 『ウエルカム吉祥寺!』を常に念頭にお が生まれ

実施状況

一月三日、 重点地域において指導員によ

> 果は次のような状況である る活動が開始された。それから四か月間の結

八日 すると、一一月は七五%、一二月は六三%、 月は七三%、二月は七四%の減少となっ ○駐車台数は、活動開始直前の一○月二 予想以上の結果であった。 (日曜日) の同時刻の調査結果と比較

カー移動は二件であった。 ○警察への通報は五件で、 そのうちレッ

れた。 ○%はそのまま停車するか、 台。そのうち七○%はすぐ移動するが、 〇一日の指導件数は、 平均約一、 強引に駐車さ 五〇〇

等が原因と思われる。 と、バイクの駐車場が少なく説得が難しい、 〇バイクの駐車はあまり減らない。 、イクの動きが素早く指導しにくいの

目的地の近くに止めやすくなって荷さばき の時間が短くなった。 〇土曜日は荷さばき車が目立つ。 しかし、

よっては影響が大きい。 ○工事車両は長時間駐車が多い。 場所に

ないが、『駐車場がどこも空いてない、 上めればいいのか』といった苦情はある。 ○周辺地域への車の流入はないとはいえ ○指導員とドライバーとのトラブルは少 50 首行ヤ

ないが、 〇活動時間が過ぎると駐車が急増する。 特定道路への集中はないようだ。

九

の主なものは次のとおりである。 対しておおむね肯定的、 ス会社等の反響は、条例および指導員制度に どを総合すると、一般市民、 駐車対策協議会での意見やマスコミ報道な 好意的であるが、 商業関係者、 そ バ

重点地域、 実施時間の拡大を望む。

周辺地域への影響に配慮してほしい。

(一般市民)

0

(一般市民)

○入店客の減少はない。 店の周囲が明るく清潔になった。 (大型店、 商店

、大型店、 商店

道路の反対側から店が見えるようになっ (商店

0

た。

〇バスの通行がスムースになった。

(バス会社、 市民

て

Q

○吉祥寺への乗客が増加した。(バス会社)

○運輸業者が、荷さばきに気を使い始めた。

(警察署

O 今後の課題

この制度を継続的でより効果的なものにす

るため、 クの駐車場も必要だ。 も駐車スペースを増やす必要がある。 ○大規模駐車場は将来の課題だが、少しで いくつかの課題をあげたい。 バイ

とはいかない。合理化を地域全体で検討す つ。 る必要がある 0 |駐車が少ないと荷さばき車が非常に目立 荷さばきは、いつでも、どこでも自由

えられるが、その対策は難しい ○重点地域、 ○周辺地域への影響が徐々に出ることも考 活動日時は現行でいいのか。

想されるが、効果的な対策はあるのか。 ○慣れによる居すわり駐車が出ることも予

> 0 活動を活発にしなければならない。 ○未経験の指導員に対する教育等、 駐車対策協議会を通じ、 資質の向上を図る必要がある。 地元の自主 指導員 的 な

おわりに

でいきたい。 域の交通ルールの確立とその定着に取り組ん をくりかえしながらも、 れだけに一層根気よく、 また、あくまでもソフト面の対策である。 交通指導員制度は発足してまだ日も浅い。 さまざまな試行錯誤 本来の使命である地

道面居②3A

ための看板など、地方公共団体が公共的目的をもって設置する看板の道路占用につい 地方公共団体が主催する博覧会等のイベントの案内看板や、 地域の観光産業振興の

A 設置する観光看板等であっても、 地方公共団体が公共的目的をもって 基本

理由に長期間の占用を認めるような解釈は慎む 的には抑制すべきであり、公共的であることを

べきと考える

ものは、道路標識を拡充整備していただきたい。 ドライバーに対する案内等道路管理上必要な

財団法人高速道路調査会の機構と業務

財団法人 高速道路調査会

設立趣旨と目的

当調査会の設立趣旨は、出ているのである。では、日に設立の許可申請を行い、同年一二月二七日で設立の許可申請を行い、同年一二月二七日で設立の許可申請を行い、同年一二月二七日の月

その整備の基本方針が決まった。道建設法」「高速自動車国道法」などが成立して、団が発足し、同三二年には「国土開発縦貫自動車団が発足し、同三二年には「国土開発縦貫自動車の高速道路は、昭和三一年に日本道路公

通経済学、土木計画学、交通工学、地域学などが、産業立地や地域開発のあり方などを研究すべき交その効率的な整備方法、それを前提とした新しいくその緒についたばかりで、高速道路の必要性、当時の我が国は、モータリゼーションがようや

一方、高速道路と深い係わりのある自動車関連ほとんど未開拓の分野であった。

代への対応が急がれていた。 産業や輸送産業などにおいても、来るべき高速時

こうした状況の中で、日本道路公団、

交通経済

調査会が設立された。 調査会が設立された。 こ二年一二月による速道路 工学等の諸問題についての官民合同の調査機関の に関連する経済、技術、交通管理、輸送、自動車 業会、ならびに日本ゴム工業会等から、高速道路 学会、日本自動車工業会、石油連盟、日本土木工

ろん、高速道路をはじめとする道路網の整備、自計画、道路技術分野における研究者の育成はもちを積み重ね、学会をはじめとする交通経済、道路その後、今日まで、当調査会は、先駆的な業績

動車交通の発達および諸外国との技術交流に大き

内を達成するため、欠の事業を行う。 のを達成することを目的とする。」である。その目外国における高速道路および交通の発達ならびに道路交強に関する知識普及に資するとともに国際経済社通に関する知識普及に資するとともに国際経済社のに関する自動は、「この会は、我が国および諸のを達成するため、欠の事業を行う。

① 我が国における高速道路の経済的、技術的的を達成するため、次の事業を行う。

諸問題の調査研究

- 調査研究 ② 高速道路とその他の交通との関係に関する
- 3 高速道路に関する調査研究

- 4 |研究および啓蒙 高速道路交通における事 故 防止に関する調
- (5) 、る図書および資料 我が国および諸外国 \ddot{o} 収集・保存および における高速道路に 研

関

- 7 6 高速道路沿道住民および一般国民に対する |路等交通に関する国際協力
- 8 交通思想の啓蒙 の開催および報告書 前各号に関連する諸問題 P Ŕ る 書類等の刊行 研 究会、 報告会 頒
- 9 究および業務の執行 前各号に関連する委託され た事項 \hat{o} 調 査 研

布

る事業 その他この会の目的達成に必要と認 8 6 12

10

である。

この予算は、

基本財産

 $\widehat{\boldsymbol{\Omega}} = \widehat{\boldsymbol{\Omega}}$

000,

置き、平成元年度の年間予算はほぼ九億二千万円

当調査会は、

組

東京都千代田区霞が関に事務所を

000円)

の運用収入、

六○○社を超える賛助会

員からの会費収入、

関係機関からの研究助成金お

よび受託事業の収益により賄われている。

賛助会

機構 表 1

貝は、

公益団体、

建設関連会社、

設計会社、

道路

管理関連会社

電機・

機械関連会社

金融・

商事

運輸関連会社などにより構成されている。

機構は、

表1のとおりである。

会長には、

設立

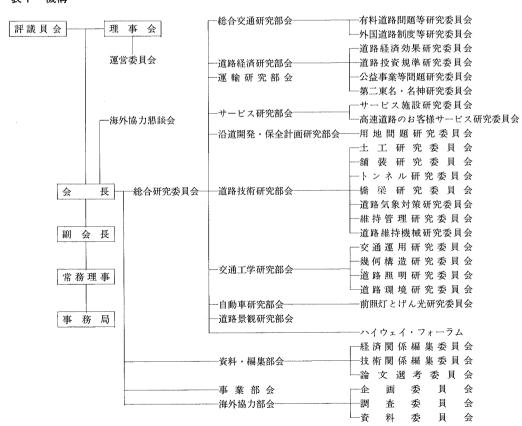
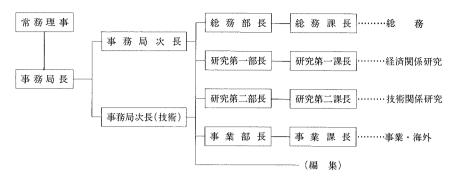


表 2 事務局の組織



近年の主な刊行物 表 3

(平成3年3月1日現在)

図 書 名

- ●「高速道路と自動車」機関誌(月刊)
- Expressway Signs
- 構造物の非破壊検査手法の適用性に関する研究報告書
- ●高速道路の橋
- 計とグラフでみる高速道路
- 東南アジア地域有料道路事業調査資料集
- ●高速道路の景観
- トンネル照明設計指針
- 道路照明設計指針
- ●世界の高速道路(次頁にて紹介)

ある。

以来、

経済団体連合会会長に就任をお願い

してき

あ

る。

機構中の事務局の組織は、

表2のとおりで

7 しおり、

理事会、

議員会は

前記各界の有力な方

交通工学、 る。

土:

一木工学等の高名

また、 九部会、

調

查

研究とし

二一委員会が

1

業務内容

研究活動

て総合研究委員会の下に、 な学者等で構成してい および交通経済学、

(1)自主研究

路技術、 研究者、 委員会を編成し、 範な分野にわたる諸問題につい なお、 主に高速道路に係わる交通政策、 これまでの 交通工学、 実務家からなる各研究部会および各研 調査研究を行ってい 道路環境、 研究成果の多くは 自動 て、 専門の学者 軍関係等の 地 域開 調査研 発

究

施している。

広 を受け、 それぞれにプ

U ジェ

クトチー

ムを編制して

実

が

究の委託 東京湾

道

2 出版 広報

究

に関する知識の普及に努めてい 調 (査研究の成果を随時出版して、 広く高速道

報告書に取りまとめられており、

当調査会の

賛 莇

にも販売している。 な関連情報を提供している。 また、 アカデミックな研究、 機関誌 「高速道路と自動 実践的な政 本誌は、 車 策論、 を毎月 広く、 豊富 発 般

論文のうち優秀な作品 表彰を行っている。 毎年、 当該年度中に掲載または投稿され には 「道路と交通論文賞」 た 研

究

実施されている。

これらの業務は、

主に資料

編集部会によっ

7

研修事業

3

賛助会員の方々のために、 事業部会では道路

横断道路㈱等の各機関 リート建設業協会、 設協会、 神高速道路公団、 会員をはじめ各界に広く利用されてい 建設省、 (2) 受託研究 自主研究の成果や研究体制を活かしな 地方公共団体、 日本道路公団 本州四 (社) から各種の調査研 日本橋梁建設協会、 **国連絡橋公団、** 社プレスレスト 首都高速道路公団

財道路施

阪

コ

ンク

海外業務

ランス語初級講座

(語中級講座)

中国語

初級講座、

スペイン講

(3)

最近実施した外国語講座

海外情報の収集のため、 海外道路事情調 査

自動 山形自動車道 阜各務原、 洲東~名古屋 П 回 平 南 (2) 接 3車道、 成元年度…近 和六三年度…北 「タンザニアの道路事情につい Post Interstate 「首都高速道路の渋滞対策 「高速道路の現況と将来展望 「アメリカ人から見た日本の文化と建 路車間情報システムの現状と将来展 講演会の最近の主な演題 最近実施した高速道路見学会 間 北海道横断自動車道 高速道路見学会(年二回)、 度につい の実施等の事業を行っている。 接に関係する演題で 札樽自動車道 東北横断 東海北 緩自 7 自動 海道縦貫自動車道 0 陸自動車 動 道路政策の中 車道、 車 Ш 道 陽 Ò 礼 首 道一宮JCT 講演会の開 東北縦貫自動 名古屋大阪 1動車道 幌~小 外国語講座 心 樽)、

設

市

場

課

題

催

年

(紹介)

『世界の高速道路』

歳

(

加

(岡

Ш

Ш 央

道

編集・発行/(財)高速道路調査会 A 4 判製本420ページ/領価10,000円(税込み、送料実費)

車

道 岐 清

最新の幅広い情報 収録国は最多34ヵ国 道路関係者はもちろん道路に関心を持つすべての人におくる―― 世界の高速道路情報の決定版

●主な内容

〈各国の高速道路〉

1. 各国国勢

2. 道路交通現況

3. 道路行政、有料道路制度、高速道路の歴史と

4. 将来計画、建築・管理の状況

5. 最近の話題など

〈国際道路網〉

1. ヨーロッパ国際道路網

2. アフリカン、ハイウェイ

3. アジア・ハイウェイ

4. パンアメリカン・ハイウェイ

5. アマゾン横断道路

〈統計編〉

●収録国

アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、西ドイツ、日本、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、ベルギー、オースト リア、スイス、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、エジプト、モーリタニア、スーダン、ケニア、タンザニア、ザンビ ア、ジンバブエ、カナダ、メキシコ、中国、大韓民国、台湾、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシ ア、オーストラリア、ニュージーランド

申込先 (財)高速道路調査会総務課 〒100 東京都千代田区霞が関3-7-2 UBEビル8 F (03)3504 - 0671FAX (03)3504-0675

関する技術指導業務を行った。においては、開発途上国における有料道路事業にを実施しており、昭和六二年度から平成元年度また、海外における道路関係のプロジェクト調

以上のほか、国際協力事業団(JICA)の依 の渡航費補助、海外事情に関する講演会や講習会の実施、海外からの道路専門家の研修、IRF、 の実施、海外からの道路専門家の研修、IRF、 の実施、海外からの道路専門家の研修、IRF、 これらの業務は、海外協力部会および事業部会 これらの業務は、海外協力部会および事業部会

●海外有料道路事業の技術指導業務実績

する技術指導業務を行った。インドネシアの有料道路の建設・管理運営に関

(昭和六二年度~平成元年度)

●海外留学生への渡航費の補助実績

昭和四一年度~平成元年度で延べ一五三人に支

●海外長期専門家の派遣実績

給

昭和五三年度~平成元年度で延べ九ケ国へ三五

人を派遣

中ア、インドネシア、ケニア、トルコへ七人を派遣ア、インドネシア、ケニア、トルコへ七人を派遣平成三年三月一日現在、フィリピン、マレーシ

四おわりに

高度情報化時代の今日、側高速道路調査会としても、情報の的確な把握と迅速な提供により一層努めるとともに、国際化が急速に進展する現在海外に対しても、引き続き東南アジアなどへ海外技外の情報・資料などの収集整備を積極的に進めた外の情報・資料などの収集整備を積極的に進めたいと考えている。



日本の道100選より

また、来たくなる道

国道202号(虹の松原ロード)



佐 賀 県

八万人。

であり、観光都市です。

人口は

、佐賀県西北部の中核都

距離五五㎞に位置

より玄界灘に沿って西下するこ

唐津市は九州の表玄関・福岡

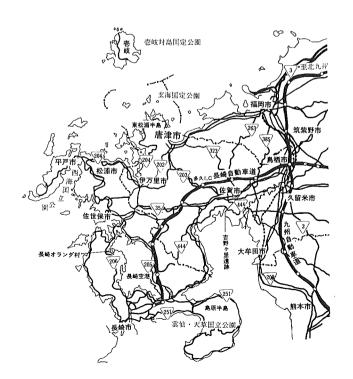
立つところです。 した。西九州でも随一の景勝地 ことから唐津の地名は起こりま いにしえの昔より唐大陸との 古代文化と歴史の香り 唐に渡る港―という

名な「唐津焼」です。 三唐津といわれ、茶陶として有 は日本三大松原と世に名高い れた「松浦佐用姫物語」、ふたつまっちょないのものがたり ロマンで万葉集にも数多く詠わ 虹の松原」、最後は、 ……」と世にいわれるものが三 ここ唐津には「日本三大の ひとつは日本三大悲恋

> ていただきたいものです。この な道で、車を降りて、ぜひ歩い 車で通過するのが勿体ないよう 虹の松原を上から見渡せるのが きの面影を今なお、 文禄の役に太閤秀吉が通ったと 印象深い道といえます。慶長・ のある人にとって、忘れ得ない かぶさり、 道の両側を松の大木が覆い 一回でも通ったこと 残しており、

大伴狭手彦との別れを悲しみ、 きる山でもあります。 のひとつである松浦潟を望遠で 虹の松原を眼下に、玄海の絵姿 千切れるばかりに布を振ったと 鏡山です。 松浦佐用姫物語の舞台となった ころから、 今回紹介する国道二〇二号は 領巾振山とも呼ばれ、 佐用姫が恋しい夫、

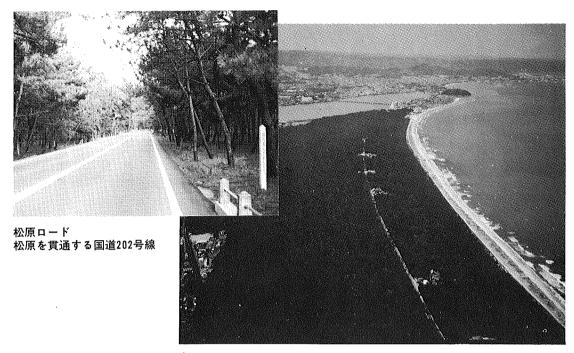
福岡県・佐賀県・長崎県の三県



ロードといわれている国道であ 央を貫通しているのが、国道で 七〇〇m・広さ二三八㎏) 一号です。いわゆる虹の松原

この虹の松原(延長五

km



虹の松原の中央を貫通する国道202号

師として唐津に赴任して来た高 治四年には唐津藩英語学校教 なぜか。 長崎から唐津に入ってい 海路神戸から長崎に 当時の陸上道路

た

ばれ重要な街道でした。昔、「天 道は藩政時代より唐津街道と呼 道です。福岡県の福岡市・ にまたがる全長約二〇三 多の豪商神谷宗湛が唐津との往 それより陸路を上り……」と博 り船に乗り、 正一四年の春、 ながらの観光ルート線ともいえ 灘・角力灘の海岸線を横に眺 長崎県に入る。 それより時代はぐっと近まり、 来の模様を日記に書いています。 ・二丈町から佐賀県 唐津市・北波多村・伊万里 佐世保市・西海町・大瀬戸 西有田町・ また、 同満島 まさに西九州の玄界 福岡市と唐津市の 筑前加布里に着、 時津町を経て長崎 松浦唐津村を出 長崎県は波佐見 有田町を通過し (現東唐津) . О) 浜玉 前原 0 ょ イパス、 通渋滞が起きていました。 狭く、急カーブも多く各所で交 となりました。全般的に幅員は 唐津~伊万里線、 県道であった、 街道を通ったものと思われます。 に到着しました。 を発ち、同四月二五日に名護屋 五九二年) 屋に来ています。天正二〇年(一 バイパスの事業化がなされまし 松原の混雑を避けるための唐津 ため昭和四二年度から伊万里 が二級国道の福岡~有田線とな 国道二〇二号は昭和二八年に 同三九年に国道二〇二 昭和四四年度には虹 の三月二六日に京都 伊万里~早岐線、

唐津~福岡線

町

外海町

博多から唐津

まで、

八年には博多駅から姪の浜まで 市内の高架事業さらには昭和 JR筑肥線も昭和五七年に唐津 国道二〇二号と並 行して走る 五.

もかえって難渋したものではな というのは未開発で、 しますが、秀吉も二回肥前名護 かと推察されます。 話は前後 海上より

スりを果たしたといえます。 は互乗り入れ、あわせて電化事 に発達え唐津市は福岡市圏の仲間 を違え唐津市は福岡市と唐津市の を違え唐津市は福岡市圏の仲間

二年八月一〇日に「日本の道一さて、国道二〇二号が昭和六



大正一〇年頃の国道二〇二号

○○選」の指定を建設省から受

は福岡市営地下鉄線、

姪の浜

倒す者もいたようです 植えた松の枝を折ったり、 無法者はいるもので、せっかく 今立派に後世に残っています。 年)まで約二〇年をかけた事業 五年)から元和二年(一六一六 しかしながら、いつの時代にも であったといわれ、その遺産は 林の大事業を文禄四年(一五九 らには塩害から守るため松原植 保のため、湿地を水田にし、 摩守広高でした。藩内の食糧確 えたのは、 虹の松原砂丘に最初に松を植 初代唐津藩主寺澤志 切り 3

そのため寺澤公はこのようない」と、罪を問わなかったのでいる、罪を問わなかっている七本の松は捕えられ寺澤公の前に引き出されましたが、寺澤公は、「その松は余の七本の松ではない」と、罪を問わなかったのでい」と、罪を問わなかったのでい」と、罪を問わなかったのでい」と、罪を問わなかったのでい」と、罪を問わなかったので

ました。七本の松がどの松であ うになり、不心得者は姿を消し うになり、不心得者は姿を消し うになり、不心得者は姿を消し ました。七本の松がどの松であ ました。七本の松がどの松であ ました。七本の松がどの松であ

虹の松原の松のほとんどは黒 がず。黒松は枝張りがよく風を です。黒松は枝張りがよく風を 防ぐのに適しているし、根の張 りもよく、やせた土地のわずか な栄養分で生きる強い生命力が な栄養分で生きる強い生命力が ながあいらです。 大海の北西の強

肥前名護屋城に向う途中、虹のたわっているものもあります。たわっているものもあります。たわっているものもあります。 大港万別、一本として同じ姿の松はありません。ここで、太閤秀松はありません。ここで、太閤秀 大震 (一五九二年)

松原の松は高くならないとか。 本政時代、松原は御用林として周辺の村々の必要量に応じてて周辺の村々の必要量に応じてて周辺の村々の必要量に応じてで周辺の村々の必要量に応じていました。宝暦がいつしか入会地をつりました。宝暦一四年(一七六四年)に虹の松葉かきの入会地をつりました。宝暦一四年(一七六四日と鏡村の松葉かきの境界は砂子村に分けられ、その境界は砂子村に分けられ、その境界は砂子村に分けられ、その境界は砂子村に分けられ、その境界は砂子村に分けられ、その境界は砂子村にかります。対州というのは対馬のります。対州というのは対馬のります。対州というのは対馬のととです。

リナバ、ところによってはマツネズミタケ・ハリサシ・シモフキンタケ・アミタケ・シロナバ・虹の松原はキノコの宝庫です。

体が金色をしたキンタケとアミー をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしており、初春ごろ、松の下をしたもといわれ、そのさまは

にとって、

この虹の松原が大事

とを書いたのは、

国道二〇二号

以上のように、虹の松原のこません。松葉かきをしなくなったので松原の土が肥え過ぎたためで、悲しいことです。

タケもあるという。このうち全

問題を抱えています。松葉のたまものだからです。松浦潟の風景と虹の松原の安らぎが、幹線国道ではあるにしても、通過するドライバーの心をいかばかりならげてくれることでしょう。

昔は松原中で素人でも子供でもえるので「松露」と呼ばれます。夜露が地上に転げているかに見

日本の道100選:選定記念碑

に総額六、

〇〇〇万円をか

国道二〇二号の北側つま

よう。昭和六〇年と六一年の二 ない虫による松枯れなど。こ がはおばつかないことです。そ だはおばつかないことです。そ どはおばつかないことです。そ どはおばつかないことです。そ どはおばつかないことです。そ とで、唐津市の松原環境整備の 一端をここで簡単に紹介しまし

松原内の句碑

公原内の7014 松原の茶店はいいね

やかんからは湯気がふいている

娘さんは裁縫している 松風、波音 ……

山頭火

り海側の約五〇haのニセアカシアを伐根しました。つまり、このニセアカシアは切っても切っても根の一部がある限り生きつで掘り起して根こそぎ取らなければ根絶できないのです。それれば根絶できないのです。それから現在までその時見過したニセアカシアを毎年取っています。これが第一段階で、ようやく国道二〇二号から松林越しに松浦道二〇二号から松林越しに松浦

た。第二段階として、雑草取りた。第二段階として、雑草取りた。 、この雑草取りは根気よく続 に、この雑草取りは根気よく続 に、この雑草取りは根気よく続

潟が垣間見えるようになりまし

こで、平成三年三月二四日に開と虹の松原を人々に開放する舞と虹の松原を人々に開放する舞

できない祭りでした。国道二〇 関係機関の協力なくしては到底 による虹の松原全域の解放など 熊本営林局佐賀営林署のご配慮 午後二時まで交通規制、 長四・五㎞)を午前一〇時から により虹の松原内の国道二〇二 道工事事務所の全面的なご協力 建設省九州地方建設局、 記念行事としての開催でした。 このまつりは日本の道一〇〇選 の開催ということになりました。 催した「91虹の松原春まつり」 (浜玉町から唐津市まで・延 さらに 佐賀国

'91虹の松原春まつり 国道202号の歩行者天国を楽しむ人々

か都賞しました。今 いかに多くの人が自然と共に遊ぶことをくの人が自然と共に遊ぶことをはるべき行事であると同時に、日道二〇二号と虹の松原の美しさを再認識して貰うため、またさを再認識して貰うため、またさを再認識して背がけ、清掃ボランティアの啓発の場として活用していきたいものと思っております。

松原の指定・選定一覧を紹介し最後に、国道二〇二号と虹の

○ 二号と虹の松原を楽しく歩いていただくた。 貰うことが今回の一番の目的でた。 貰うことが今回の一番の目的であり、楽しく歩いていただくために数多くのイベントを配した。 めに数多くのイベントを配した。 一トです。終日にぎわい、公式ら 一トです。終日にぎわい、公式ら 一トです。終日にぎわい、公式ら 一トです。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、公式ら 八十です。終日にぎわい、歩行者を 一トです。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわい、歩行者 一下です。終日にぎわいた。

○名勝

○特別名勝

昭和三〇・三・二四

昭和三一・六・一

厚生省

昭和五八・一・一一

□田本の名松一○○選回和五八・五・一八四・一九四本の松の緑を守る会の森林浴の森一○○選

○白砂青松一○○選緑の文明学会

○日本の道一○○選

昭和六二・一・一〇

昭和六二・八・一〇

建設省

大正一五・一〇・二七

::: (ii)
0
0
0
0
0

19 19 19 19 19 19 19 19		世界の値き		国内の動き		首路行政の順き
	日・日	〕	•	萴	•	
マス軍・米空フリ福西やトラと解内コ連次開放・暫場聯 第14年 第12年 24 担職関連払近、参園本会籍で自身、公の下でです。12年 14 14 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年	₽Z	〇米郵兵隊、サウジ軍がカウェート五面から難撃、フラ			31	
中・月井三宮立との養血では、一・日の上海の上が1.7。 1. 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		米空とい間固なトラや節内コ連攻関は、暫単				・富恵東行物のアレーキ型猫など車両安全基準の息
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		辛却班土郷コ突人。		男技三党な3の賛加か而来、		৽য়৸৾
「特別な完了」、トラス軍却別よしよと観味宣言。「八 林ーものはなる意のは、常韓自値車重き「特別な出る。」 「	ያያ	○で v シェ米大統領、全米向わテレビ厳縄で、 v ウェ	L	針字 万勲,	91	山闕自爐車査次田山口縣
4、				林一十〇回などを扱いけ。常磐自ر庫車置を一制配行山の。		山絲掛JO~倉煉LOT(ホ・八
き。		日午前零袖をもこて多国議事お、全舞闘を尊址すると発	8	○三菱重工業や代釣――mを強える世界最大婦のインキ	61	〇江幾自愼車凱各古星大翊縣一部典用開啟
が、		。辛				・親川IO~青形東IO(八・ナ四)
 ・ 高端等。 ・ はが、ヤトワン、近秋の神空差加づ行 ・ はが、トラシ軍力を固縛軍側の条件を全面的コ受行人が、はが、トラシ軍力を固縛軍側の条件を全面的コ受行人が、「おきる 1 種別の 1 を 2 は 2 を 2 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 と 7 を 3 を 7 を 3 と 7 を 3 を 7 を 2 と 7 を 3 と 7 を 3 を 7 を 3 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を		トラで聞き割類を命令し、国恵安界町の全光鑑覧行を		りなどの協同企業本でも受担。	20	山尉自健車査次田山口縣
○新埠頭辛の勢頭海織が、サトワン近次の連空基地で行 なた。 「大下でで車却を国籍車側の条件を全面的コ受わ人が、 で、エネート、新岩脚を対成なア間からようを通過を目量 のでエネート、新岩脚を対成なア間からようである。 (OPEC) 関別温度を目をは、全対の上面量を日量 一、「三〇でパンル以ずとすることで含意。 高速質視」は付する幅度(総路人類米イル)の隅印、香 の香粉と中国、血質をにしている地質を入しての場がは、第十二十二一のでパンル以では、全対の上面を手をしているのでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		" 你 我 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你 你		道路インネル工事コ動で。		・ 配山東12~ 部山西12(一八・二一四)
本大工のではは、大下でで車は全国番車側の条件を全面的に受け入び、ないでで車はを国番車側の条件を全面的に受け入び、 のでとネートが割別を数別の下側がは、今年第二・四半版の開始主 のPEC)関初盟財委員会が、今年第二・四半版の開始主 面を取まより降百パソム以下とすることで合意。 「一二三〇パパンム以下とすることで合意。 「二二三〇パパンム以下とすることで合意。 「無数をいたい」がある。 「二三〇パパンム以下とすることで合意。 「二三〇パパンム以下とすることで合意。 「本方では、、 を超音(総路入意米)、 の間向、を寄上、 は の、 は ま を は と は と は と は と は と は と は と は と は と は	3		13	○基窓舎の二日の不癒室価帑値向睛査によると、首帯、		
事実上の刳脚体気立。 のシェネート寄場類等気成め了関やパゴお前離出国熱鞘 (OPEC) 関制温財委員会が、今事第二・四半戦の原由主 通多胚 立っの はい ステルス は 大い が		なれ、トラト軍お多国籍軍側の条件を全面的に受け入れ、				
○とエネート 高場 脚等 多成 の ン に ネート 高 場 脚 乗 多 成 の と か ま に 四 学 版 の 国		事実土の刳鱗な気立。		さらご縫沿。 五次未満の土稈を示す「ゆゆ土稈」		
(OPEC)関初選別を見会が、今年第二・四半戦の原的主音を指揮を表示より除百氏パレル滅面」、全者の主通量を目量 人人の総確は一意力干で円き支払うして国コ技力和告二十一二〇氏パレル以下とすることで合意。 人人の総確は一意力干で円き支払うようにおいての表面というとは、音者一加州 11 の気高市受力南内上送二丁目の丸高帯交前・スラム工高點質視」は大きの鑑済(総確八割米イル)の際印か者が、現場で、対きが、場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 書で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 書で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 表で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 表で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 書で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 表で行れれた。場資とンジャーイ幻第一題業級行なと推 書で行れれた。場資と、シジャーイ幻第一題業級行なと推 表で行れれた。場資と、シジャーイ幻第一題業級行なと推 表で行れれた。場資と、シジャーイ幻第一題業級行なとは 表で行れれた。場方は、第一世工の場所を また三面、重ち端大〇コの境機を動いな下の上面を という。大人が重辞制の大多事。 という。大人が重辞制の大多事。	12	〇ミュネーで 宮寺 野寺 がある 関本 はい では のい のい のい のい のい のい のい のい のい の		ランクの地域や脅加。		
・ 「三〇兀バンが超声」、全者の主角量を日量					•	
17. 1三〇氏パンル以下とするころで合意。 6香都と中国 山東省和ゴマルや 妣帯 今辞 2、「香幣― 山州 14 0 加島市安均南 2 上記 17 目の 加島様交配 2 ステム工 高				音対害コ技する断法会の部散としア国コ技」別書ニナ〇		
○香郡と中国以東曽ุ邦ゴで小や毗帯を諸、「香郡―山州 11 ○山島市安泊南区土笠「丁目の加島禰交郎とステム工部、監督者」 11 「大市・ち蝠竇(総暦八割米1ル)の鴨印や香郡で行けれた。蝠竇ととと・1 打第一脚 22 一一 12 「第一脚 12 年 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		-1、二三〇氏パレル以下とすることか合意。		人への総蕗は一節ナ午氏円き支はでもで命づられた。		
展書が、長を六三m、重を除六○1の幾遽豁や立か、 十mTの県道上ご落下、計号称さしアバホ乗用車の除音や計業員 5 一四人が死亡、九人が重辞書の大参事。	ÞΙ	○香港と中国力東省独立でいき此帯を結ぶ「香港―山	ħΙ	○公島市安弘南区土安一丁目の太島袱交証システム工事		
十四十の県道上ご落て、曽号称さしアバス乗用車の服舎や利業員ら一四人な死立、九人な重辞第の大参事。		高恵質器」コ杖する蝠資(総賭八劉米イハ)の隅印な香		見を六三m、重を除六○→の幾雙鷸やかが、		
春今州業員ふ一四人が改立、一四人が改立、一四人が改立、一回人が改立、一回人が改立、				mTの具置上コ落下、計号替さしアムな乗用車の际		
会(窓州――仏州間)全身 ニニ・八回)。 八三年六月末コ宗 あんで 京。				告や 計業員 は一四人 れび が が よ が は 人 な は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と は と に は と に に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い 		
はなる。大学		会 (緊账──\\				
		宗園の千宝。				







馴染みがあるのは大安と友引だろう。「本日は 手帳類を見ると大方これがある。 曜ともいう)が付いている。気をつけて市販の ているカレンダーには、日付曜日のほかに先 領布している道路手帳、道路施設協会が発行 お日柄もよく」とは結婚式の冒頭語だし、 勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口の六輝 (六 している手帳、また首都高速道路公団が作っ 道路整備促進期成同盟会全国協議会が毎年 六輝の中で 当

を祝いたいというのは理屈抜きの人情だ。 事者にとっても皆が納得する日に新しい門出 くして大安吉日は盛況となる。友引の日に葬 か

世間の人がやらないことは避けるという生活 葬場は休みとなる。これらを迷信として片付 の知恵だろう。だからこの日は理屈抜きで火

式を控えるのは、友を引くとの言い伝えより

かろう。 式を、多くの人がいやがる日に行うことはな ど親まれていないが、 けるのは簡単だが、人の集まりで成り立つ儀 先勝、先負、 仏滅、 土木や建築の現場では 赤口はこれらほ

> 友引 (ともびき) 急ぐことよし。 午後悪し。 訴訟事吉

凶 朝夕吉。 事に用いてよし。葬式は

先負(せんまけ 午前中悪し。静かなることによし。

仏滅 (ぶつめつ)

大安(たいあん) 凶日。万事用うべからず。

慶事祝事によらず用いてよし。

赤口(じゃくこう) 昼ばかりはよし。夕は凶

六輝は旧暦の朔(太陰暦の各月の第一日。 いたちともいう)を基準にして配列されてい

一月と七月の朔は 先勝からはじまり友引先負とつづく

る。

一月と八月の朔は 友引からはじまり先負仏滅とつづく

三月と九月の朔は

四月と一〇月の朔は 先負からはじまり仏滅大安とつづく

仏滅からはじまり大安赤口とつづく

結構使われている。

先勝

(せんがち)

五月と一一月の朔は 大安からはじまり赤口先勝とつづく

六月と一二月の朔は

注に六輝などを入れて新暦でも使えるように 太陽暦を使っている現在、暦では各月の上段 している。 を新暦の日付、 赤口からはじまり先勝友引とつづく 下段に旧暦の日付を書き、 暦

れば、 民は忠実に従った。だが百余年たった今日で 吉凶判断が、依然として大衆の中に生きてい 国家建設のため暦を欧米並みとすることに国 世之ヲ遵行セシメン」と宣言している。近代 暦に改めた。 であり、「人智の開達ヲ妨ルモノ少シトセズ_ とし、「自今旧暦ヲ廃シ太陽暦ヲ用ヒ、天下永 (満ち欠け)を基準とする太陰暦はでたらめ 明治六年我が国はそれまでの太陰暦を太陽 かくれたベストセラーといわれる暦を見 九星相性、六輝、干支など旧暦による 改暦の太政官布告は、 月の朔望

5月号の特集テーマは

々を暮らしているのである。

が

の予定です。 「道路占用の最近の動向」

〔政府刊行物サービスセンター取扱〕

㈱建設綜合資料社 〒101 東京都千代田区西神田 3 - 7 - 7 文祥西神田ビル

> 電 話 03 - 3262 - 5788

月刊「道路行政セミナー」 修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1 - 9 - 3 愛三ビル2階 TEL03(3234)4310·4349 定価700円(本体価格679円) FAX03(3234)4471

ることがわかる。人々は理性としての太陽暦

感性としての太陰暦を巧みに使い分けて

〈年間送料共8,400円〉